

平成 2 5 年第 1 回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第 1 日目)

平成 2 5 年 3 月 5 日 (火曜日)

午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名 (4 名)
- 第 2 会期の決定
- 第 3 行政報告
- 第 4 議案第 2 8 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第 2 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 6 議案第 3 0 号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 第 7 議案第 1 号 平成 2 4 年度訓子府町一般会計補正予算 (第 8 号) について
- 第 8 議案第 2 号 平成 2 4 年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 9 議案第 3 号 平成 2 4 年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 1 0 議案第 4 号 平成 2 4 年度訓子府町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 1 1 議案第 5 号 平成 2 4 年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 1 2 議案第 6 号 平成 2 4 年度訓子府町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 1 3 町政執行方針

○出席議員（１０名）

1 番	橋 本 憲 治 君	2 番	佐 藤 静 基 君
3 番	工 藤 弘 喜 君	4 番	河 端 芳 惠 君
5 番	余 湖 龍 三 君	6 番	安 藤 義 昭 君
7 番	小 林 一 甫 君	8 番	西 山 由美子 君
9 番	山 本 朝 英 君	10 番	上 原 豊 茂 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 長	森 谷 清 和 君
企 画 財 政 課 長	伊 田 彰 君
町 民 課 長	佐 藤 純 一 君
福 祉 保 健 課 長	八 鍬 光 邦 君
福祉保健課業務監	渡 辺 克 人 君
農 林 商 工 課 長	村 口 鉄 哉 君
建 設 課 長	佐 藤 正 好 君
上 下 水 道 課 長	遠 藤 琢 磨 君
会 計 管 理 者	平 塚 晴 康 君
教 育 長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	山 内 啓 伸 君
社 会 教 育 課 長	上 野 敏 夫 君
社会教育課業務監	元 谷 隆 人 君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	中 山 信 也 君
農業委員会事務局長	竹 村 治 実 君
教 育 委 員 長	飯 田 洋 司 君
監 査 委 員	山 田 稔 君
農 業 委 員 会 長	谷 本 茂 樹 君
選 挙 管 理 委 員 長	仁 木 範 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 谷 勇 君
議 会 事 務 局 係 長	中 島 千 花 子 君

◎開会の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成25年第1回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をします。本日は、全議員の出席であります。

なお、三好図書館長から、本日から明日まで欠席する旨の報告がありました。

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が31件であります。その他、報告が4件、委員会構成等に係る案件が3件であります。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番、佐藤静基君、3番、工藤弘喜君、4番、河端芳恵君、5番、余湖龍三君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月5日から3月19日までの15日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

◎行政報告

○議長（橋本憲治君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例町議会招集のご挨拶をさせていただきます。

本日、第1回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

議案等の概要を説明する前に2、3、私から近々の動き等についてのお話をさせていただきます。

まず、第1点目でございます。

この3月2日から3日にかけて、暴風雪による被害が全道各地に起きております。特に、新聞報道等でも紹介されておりますが、8名の方が尊い命を亡くされました。しかもまた、管内でも湧別等で悲しい事故があり、尊い命を亡くされた報道がなされておりますが、改めて、亡くなられた皆様に心からお悔やみを申し上げるものでございます。本町におきましては、幾分の被害が出ておりますが、きたみらい農協の報告等もあわせて説明をさせていただきます。このきたみらい傘下の北見、端野、上常呂、相内、訓子府、置戸、留辺蘂、温根湯等の地区で申しますと被害戸数が93戸、被害棟数が135棟ということでございますが、本町におきましては、被害戸数が9戸、そして、被害棟数が12棟でございます。たまねぎ、てん菜、ハウス、倉庫、ビニールの破損等々がございます。しかし、私どもときたみらいの合同の調査によりましては、管内的にみられるような大規模な災害等ではなかったという報告を受けているところでございます。ただ、路外の転落が1件、立ち往生が19号線で4件、相内線で1件の事故がございまして、これらにつきましては、私どもの建設課、総務課等で対応いたしまして、大体夜中の11時すぎには全員救出したという状況で、けが人はなかったということを報告を受けているところでございます。

以上が暴風雪に対する本町の被害状況ということで、ご理解を賜りたいと思います。

2点目でございます。

先般の全員協議会等でもご理解をいただきまして、2月早々に福祉灯油のお話をさせていただきました。これらについても専決の事務的な処理を進めて2月から受付をさせていただきました。現時点では、335戸の申請が許可を得ているという、3月4日現在です。昨日現在でそういう報告を受けておりまして、高齢者世帯で256世帯、障がい者世帯で15世帯、児童扶養手当受給世帯で27世帯、生活保護受給世帯で35世帯、さらに、上記に準ずると認められる世帯が2世帯でございまして、あわせて335世帯でございます。今月いっぱい受け付けてございますので、北見市は昨日か今日あたりからはじまったようでございますが、皆様のご理解をいただいて、ただちにこういうかたちで^{さしう}些少とは申せ7千円の福祉灯油の金額をそれぞれの方々に納付というよりも振込をさせていただいたところでございます。

3点目でございます。

ご存じのとおり2月23日の未明でございますが、アメリカのオバマ大統領と安倍首相が首脳会談が行われまして、朝7時に安倍首相の記者会見と共同声明が発表されたことは、テレビ、新聞等でご存じのとおりでございます。一方的にすべての関税を撤廃す

るように事前に約束すること求められたものではないのだという説明でございまして、聖域なき関税撤廃ではないことが明らかになったということで、近々のうちにきつと交渉に入るといような様相がていしております。これも共同通信社等の報道を見てみましてもＴＰＰに参加することに対して一定の理解を示している数のほうが、かなり優位を示されておりますし、大手の朝日、毎日、読売、産経等々の日経等では、ＴＰＰの参加については、やむなしというよりは積極的に参加すべきだと。北海道新聞だけは北海道民の状況は約半々の拮抗している状態であるし、非常に危惧の念を報道されていますが、全体的には、そういう報道がなされております。安倍首相は、聖域なき関税撤廃かどうかの感触を確かめて判断するというところでございしますが、しかし、非常に厳しい状況ではないか。改めて、私自身は自民党総裁が国民に公約した６項目、聖域なき関税撤廃を前提にする限り、交渉参加に反対する。自動車等の工業製品の数値目標は受け入れない。国民皆保険制度は守るんだ。食の安全安心の基準を守れ。ＡＳＤ条項は合意しない。政府調達金融サービスは我が国の特性を踏まえろという内容を明らかにしたところでございしますので、果たして、今、日米首脳会談で合意したことが６項目の遵守をなしうるのかどうか。私自身は、今回は小林議員からも一般質問が出ておりますが、早々に管内の町村会長、あるいはＪＡきたみらいの組合長、自民党の武部代議士秘書を通じて私どもの意向をお伝えし、このままでは大変な状況になるのではないかとということもお話をさせていただいているところでございしますが、改めて、全管内的、全道的、全国的な動きがおそらく活発化するものととらえているところでございます。

以上、３点にわたりまして、冒頭の定例議会開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本定例町議会にあたり、提案しております概要をいつものとおり申し述べさせていただきます。

最初に、平成２４年度各会計の補正予算についてでございますが、そのほとんどが年度末における整理予算でございますが、緊急経済対策として取り組まれる国の補正予算に関連しての補正についても提案させていただくこととしております。

最初に、一般会計の歳入の主なものとしまして、まず、町税では、町民税・個人の所得割、たばこ税の追加、交付金関係では、児童手当等分廃止による地方特例交付金の減額、北海道の地域づくり総合交付金確保による道補助金の追加、町債では、臨時財政対策債の決定に伴う追加補正をさせていただいているものでございます。

歳出の主なものとしましては、総務費では、東日本大震災義援金１００万円の計上、基金積立では、地方債の将来負担に備えて減債基金に５千万円、また、２６年度以降の施設整備に備え、社会資本整備基金の福祉に５千万円、教育に５千万円積み立てるなど、総額１億５，１９７万１千円の基金積立金の追加補正などを提案しているところでございます。

衛生費では、治恵クリニック閉院などにより地域医療報償の減額補正。

農林水産業費では、道営西富中地区基幹水利施設ストックマネジメント事業費の追加補正をし、事業の一部を２５年度に繰り越しております。

土木費では、除排雪に係る関連経費の追加補正。

教育費では、訓子府小学校スクールバンド及び訓子府中学校生徒の全日本リコーダーコンテスト大会派遣費の追加補正。

給与費では、一般職の減員などにより、総額3,799万8千円の減額補正。

また、国の緊急経済対策関連の補正につきましては、農林水産業費では、排水路本体以外の付帯施設の整備を行う、管理省略化施設整備事業費として1億5千万円を新規計上するほか、道営北見南地区畑総事業、道営訓子府北西地区農地整備事業、南7線道路の調査設計を行う道営柏丘北地区農地整備事業、道営草地整備事業の4本の事業の追加補正。

土木費では、公園遊具等再整備事業と公営住宅建設事業の2本の事業の追加補正。

これらをあわせて、7本の事業で総額2億3,431万3千円の歳出予算補正、また、これに係る特財として、国道支出金1億5,277万円、地方債3,980万円、分担金75万円を歳入で予算補正し、全額を繰越明許費として、25年度に繰り越して事業を実施することとしております。

以上、一般会計では2億7,687万2千円の追加補正を提案させていただいております。

次に、特別会計及び事業会計についてですが、国民健康保険特別会計につきましては、一般被保険者療養給付費及び出産育児一時金の減額、保険財政共同安定化事業拠出金の追加など、差し引き1,953万6千円の減額補正。

後期高齢者医療特別会計につきましては、保険料過誤納還付金が発生しなかったことなどにより、12万8千円の減額補正。

介護保険特別会計につきましては、介護認定審査会費、居宅介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費などの保険給付費、介護予防事業費などの減額により、1,063万円の減額補正。

下水道事業特別会計につきましては、道道北見置戸線交通安全工事支障物件移設工事及び個別排水処理施設整備事業費の減額などにより、1,160万円の減額補正を。

水道事業会計につきましては、第3条に定めた収益的支出では、各種維持管理費などの減に伴い、794万4千円を減額し、予算第4条に定める資本的収入及び支出では、北海道横断自動車道及び道道北見置戸線の支障物件移設工事費の減などにより、収入で932万7千円の減額、支出で3,452万9千円を減額補正することを提案させていただいております。

次に、平成25年度の各会計予算についてですが、一般会計予算をはじめ、4つの特別会計及び水道事業会計予算につきましては、別冊の予算書案として提案させていただいております。

各会計ともに、厳しい財政状況の中で、町民の福祉向上のために「まちづくりと財政健全化を両立させ、行財政の均衡を図る」ことに重点を置いた予算となっていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、条例改正などがございます。

奨学資金貸付基金の額の改正に伴う「奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例」の一部改正。

一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格要件を定めることに伴う「訓子府町廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例」の一部改正。

暴力団排除についての基本理念と施策の総合的な推進を図ることなどを目的に「訓子府町暴力団排除条例」の制定。

新型インフルエンザ等緊急事態における体制整備を図ることを目的に「訓子府町新型インフルエンザ等対策本部条例」の制定。

指定地域密着型サービスの基準等を定めることに伴う「訓子府町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例」の制定。

道路法施行令の改正に伴う「訓子府町道路占用条例」の一部改正。

町道の構造の技術的基準等を定めることに伴う「訓子府町道路の構造の技術的基準等に関する条例」の制定。

町営住宅等の整備基準及び入居者の資格基準等を定めることに伴う「訓子府町営住宅管理条例」の一部改正。

入居者公募等の迅速化を図るため「訓子府町特定公共賃貸住宅管理条例」の一部改正。

町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準等を定めることに伴う「訓子府町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例」の制定。

水道布設工事監督者及び技術管理者の資格を定めることに伴う「訓子府町水道事業給水条例」の一部改正。

災害対策法の改正に伴い「訓子府町防災会議条例」、「訓子府町災害対策本部条例」それぞれの一部改正。

以上、あわせて13本の条例の制定及び改正を提案させていただきます。

次に「北見地域介護認定審査会共同設置規約」、「北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約」の2件の規約変更。

「北見市への旅券発給申請及び交付に関する事務の委託」の議会議決。

次に、専決処分についてであります。冬期間の燃料高騰が家計に大きく影響している実態を鑑み、高齢者や障がい者の経済的支援を行う「福祉灯油助成制度」の実施に伴い、平成24年度一般会計補正予算について、急施を要したため専決処分したので、報告し承認を求めるものでございます。

次に、人事案件でございます。

「固定資産評価審査委員会委員」と「オホーツク町村公平委員会委員」2件の同意をお願いするものでございます。

最後に、報告でございます。

平成19年の6月議会で承認をいただきました「訓子府町国民保護計画」につきまして、国の基本指針及び北海道の計画変更に伴い、一部を変更いたしましたので、報告させていただきます。

以上、32本の案件の詳細につきましては、人事案件を除き、各担当課長等から説明させていただきますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、第1回定例町議会開会のご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、お手元に配布させていただきました行政報告を申し上げます。

前回の議会以降におきまして、民生費指定寄付金がありましたので、ご報告を申し上げます。

昨年12月11日に東町の中條靖久様より亡き父の中條寛道氏が生前中、さまざまな役職について町と深くかかわってきたことから、町の福祉の振興に役立てていただきたいと100万円のご寄付をいただきました。ご寄付を賜りました中條靖久様のご厚意に心か

ら感謝を申し上げますとともに、亡くなられた中條寛道氏のご冥福を改めてお祈り申し上げます。

なお、寄付金につきましては、社会資本整備基金に積み立てることとし、本定例町議会に補正予算として、提案させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） ただいまの行政報告につきましては、寄付並びに２点目は専決処分、３点目のＴＰＰは一般質問にもありますので、１番について、何かあれば１人２回まで質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） なければ、以上をもって、行政報告を終了いたします。

◎議案第２８号

○議長（橋本憲治君） 日程第４、議案第２８号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書１５０ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の１５０ページをお開き願いたいと思います。

議案第２８号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第３項の規定によりまして、報告し承認を求めるものでございます。

この専決処分の内容につきましては、議案書の１５１ページ以降の専決処分書のとおりになりますが、平成２４年度訓子府町一般会計補正予算につきましては、１２月以降の灯油価格の急激な高騰によりまして、福祉灯油助成を行うための経費を申請者の助成金受領時期を少しでも早めるということも含めまして、２月１日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、１５１ページをお開き願いたいと思いますが、この専決処分書によりまして、専決処分を行った「平成２４年度訓子府町一般会計補正予算（第７号）」の内容を説明いたします。

まず、第１条で、歳入歳出予算の補正後の歳入歳出それぞれ３２２万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ３９億３，９０４万３千円とするものです。

第２項は、この補正の款項の区分ごとの金額等につきまして、次のページの第１表のとおりですが、これについてはご覧をいただくことといたしまして、その次のページ、１５３ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

１５３ページになりますが、まず、歳入、９款、１項、１目、地方交付税の普通交付税では、補正予算の財源調整として、３２２万円を計上しているところでございます。

次に、その下の表の歳出ですが、３款、民生費の１項、１目、社会福祉総務費では、２０節、扶助費の福祉灯油助成として、３２２万円を計上しております。

これは、先ほども言いましたが、冬期間の暖房に使用する灯油の高騰に対処するた

め、低所得者の高齢者、障がい者、ひとり親等の世帯に対して、1世帯あたり7千円を助成するものです。

対象世帯としましては、574世帯を想定してございまして、その内該当とならない世帯、もしくは申請のない世帯を見込み80%で計算しておりますが、460世帯分を予算計上しているという内容でございます。

先ほど、町長の前段の説明でもございましたように、現在の執行状況ですが、335件、申し込みの期限というのが、3月8日になってございます。それで今の時点でまだ中途で若干まだ残といいますか、残っておりますが、あるようでございますが、今の時点、3月4日時点で335件、574分の335ですから、今の時点で大体58.4%、60弱ぐらいまでいくのかなと考えておりますが、金額にしまして現時点で234万5千円の申請額となっております。この支払につきましては、順次行っておりますが、最終的には、遅くとも3月末で終わらせていきたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いしたいと思います。

以上、専決処分の承認を求める内容につきまして、説明をさせていただきましたので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） これより、質疑を行います。1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

3番、工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 今回の議案第28号について、質問いたしますが、議案そのものの賛否については、これは賛成するという立場で質問する訳であります。先ほど、行政報告の中でもそうですし、今の副町長の説明の中でも現時点での状況についても説明がありましたが、予算からみて約6割弱、58.4%の執行率となっておりますが、先ほど挨拶の中でもありましたが、それぞれ335戸が現時点で、3月8日時点で申請されているということですが、残る予算の関係からいきますと約125戸程度になるかと思うのですが、この点についてであります。今後、せっかく予算を計上したものを余すということについてもいかがなものかなというふうに思いますが、その辺の残りについてというか、余裕ある分について、どういうふうに、その120数戸の方たちに、できれば使っていただきたいと思うのですが、その申請をどうひろっていくかという方策みたいなものを考えておられるのか。それともう1つは、もっと具体的に例えば老人世帯であれば256戸とか、障がいのある方だと15戸だとか、個別に資格要件に応じての内訳も報告されておりますが、この中で本当はここらまでを想定していたんだけど、この部分で、この階層というか、その要件にみあったところ、この資格要件にみあったところでは、まだまだちょっと足りない。本当はもっとあってもいいんだという、そういうとらえ方もしているのかどうか、例えば、生保でいけば35世帯ということですから、ほぼ近いところもいつているのかなと思うのですが、その準ずる世帯等も含めて、その辺の予測と言いますか、当初描いていた計画していたものと現時点での差異がどれほどあるのかということも含めて分かっている範囲でお伺いしたいのですが。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 全般にかかわることですが、まず前段に当初の予算を組む段階

での基本数字といいますか、その把握の方法なのですが、まず、住民基本台帳上の世帯数ということでとらえています。これは例えば、この中には、非課税世帯ですとか、非課税世帯でないとか、そういうことを考慮している部分ではない数字が全部の574世帯。申請を受けた段階で、その人が非課税に該当するかしらないかということを判定して、はじめてその審査対象となるという部分がありますので、その部分でいけば、今、工藤議員言われましたように、全部が対象で残についても残った部分が対象になるとか、ならないとかという話でなくなるというのが根底にございますので、単純に例えば住基法上の世帯数でいけば、高齢者世帯、例えば、単身の70歳以上でいけば、先ほど町長が計でいいましたが、例えばその部分の分野でいけば、申請に有する世帯が140件ございます。そして、申請により、そのうち非課税世帯が11件ある。ただ住基法上は195件あるという状況になりますので、これは申請に来て、改めて、申請したくないという人もいるでしょうし、該当にならないという人も当然はじめからある人はこないですから、ただ申請来た中での非課税の世帯が11件あるという状況で、それぞれの障がい者ですとか、児童扶養手当ですとか、生活保護ですとかというのがございますので、必ずしも残った人たちが全部対象になるということも調べてみなければ分からないという状況、当初の把握の状況が対象にならない世帯もあるということも含めまして、住基上で全部やっていますので、そういうことになっている。前回の福祉灯油をやった時の大体の歩留^{ふどま}りといいますか、そういうものでやって、今回それでも少し予算上、専決をやるものですから、多少、予算持たなければならぬということで80%の歩留^{ふどま}りで今回やらせていただいたということですから、574世帯の住基法上の世帯のうちの80という考え方で、実際に対象になる方の80という考え方でやったものではないものですから、今の時点の執行残でいけば、約87ぐらい残りますが、これでいけば多分、これを超えることはないとは思いますが、そういうような状況でとらえていますので、完全にはじめから対象になる世帯をやったということではない。それと今回の把握の方法、把握というか、前回は広報と新聞にも載せて募集かけて期間も長くもったのですが、今回はこの570の世帯にダイレクトにはがきで申請になるかもしれませんので、申請に来られる方は来てくれというようなかたちのダイレクトで文書を出しております。また広報にも載せておりますので、そういう部分では少しでも多くの把握。必ずしもこの人なりますから来てくださいというようなかたちは私どものほうはできるという、福祉のほうからできる状態ではないものですから、とにかく全員に個別に周知もした。広報もしたというのが現状の段階で、申請に来たのが335件だったというようなことでご理解いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 4番、河端です。335件というのは、申請して認められた戸数ですか、それとも私の近所の方からも申請はしたんだけど、だめだったという方が何人かおりました。算定の中で574世帯を想定したという、その算定のあり方というのですが、もうちょっと精度の、とりあえず申請して対象になるか、ならないか分からないって、いろいろ難しいところはあると思うのですが、その辺もう少し申請して対象になる精度というのですか、その辺もう少し何とかならないのか。それと335件が給付されたということですが、対象外の方が何件あったのか教えてください。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） まず、申請件数、助成件数の関係でございますが、ただいま、副町長が335件というような数字を申し上げておりますが、申請があった数は391件でございます。335件は、そのうち助成対象となった世帯ということでございます。ですから、差し引き56世帯が申請をしていただきましたが、課税世帯で残念ながらあたらなかったという世帯数が56世帯ということでございます。それから、もう少し精度のいいといいますか、非課税、多分非課税だけに限った案内をという意味かと思いますが、これはやはり税法上のしぼりがございまして、個人情報も当然そうですが、その中でも税の部門というのは、とりわけ厳しい部分がありますので、私どものところにも関係ないのに文書を寄こしてというような、そんな無駄遣いするなみたいなことも言われた経過もあるのですが、私ども、個人対個人というか、町と個人との話でいけば多分何とかなるのかもしれませんが、隣近所で俺には来たぞ、お前来たかという話になった時に、うちには来ていないということになれば、これは税情報が非課税だ課税だということがばれてしまうような仕組みになってしまいますので、そういったことも踏まえまして、対象となるであろう世帯に今回は時間が短かったということもありますので、全数の郵送でご案内をさしあげて、対象となるかもしれません。住民税が非課税の場合は、対象になりますよということで、該当と思われる方は申請をしてくださいというような案内をさせていただいたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 補足というかたちではございませんが、今、福祉保健課長の言ったほうの考え方で今回行った訳ですが、まず、住民税の非課税という部分の把握の仕方ということで、ご理解いただきたいと思いますが、一応、税法上は全世帯を対象として、税の申告等をするというのが原則ですが、実際には、あからさまにというか、はじめから、その税金のかからないという状況、所得のないという方、例えば、そういう方は所得税の申告もしませんので、未申告というかたちでのつかりますよね、かたちの上では。そうするとそれが未申告だから非課税ということは同時にならないという部分がありますので、例えば、非課税の世帯を町で仮に出せるとして、出した場合でも未申告の方は非課税扱いの該当者にならない状況になりますので、今回、申告に来た段階で、もし未申告の方がいれば、非課税かどうかの判定を町税のほうにいて、所得はないと申告をして非課税という扱いにして、今回の該当になるという状況になりますので、必ずしも非課税が全員が全員、申告して非課税になっているという状況ではないことだけは、ちょっと覚えておいていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 佐藤です。この福祉灯油の件で、報道で見ますと北見だとか、置戸だとか、それぞれ単価の設定が違うのですが、訓子府の場合、7千円という出した根拠というのは、どういうものかお願いします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 単価のことでいいますと隣町の置戸が2万円ととてもすごい、もらう時は置戸に行きたいなと思うのも分かるのですが、私どもの町の今回の算定

の基礎としましては、19年と20年にやった時には、確か1月から2月、もしかしたら3月まであったのかちょっと忘れましたが、その時期のその灯油に対してということだったのですが、今回は12月がものすごく寒かったということもありまして、19年、20年の時よりは、上げ幅の波がちょっとなだらかだったので、なかなか迷ったところだったのですが、12月1日現在の灯油単価が91円だったのですが、その単価をもとに、それを基準としまして、以後、2月1日が最終的に104円だったのですが、その単価のもっている日数の差額分を積み上げまして、6千5、6百円になったのですが、それを7千円ということで積算した。置戸のように何リッターというふうに割り返しますとすごく少ない数字になってしまうのかもしれませんが、差額の部分を積み上げた金額が7千円になったということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

6番、安藤義昭君。

○6番（安藤義昭君） 6番、安藤です。いろいろと話を聞いたのですが、70歳以上の世帯にはすべて案内をしたという意味でとらえてよろしいのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 70歳以上の単身世帯、それから、70歳以上の夫婦世帯のいずれかが70歳以上の夫婦世帯には、ほかに障がい者もありますが、その高齢者の部分でいきますと案内をさし上げたところでございます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、工藤議員、河端議員、あるいは佐藤議員、安藤議員から、それぞれの角度からご質問いただきました。まず1点目は、課長が申し上げましたように私どもの町としては、できるだけ早く、困っている、12月1日から急激に上がっていく、ですから12月1日をベースにして、2月末までの価格の日数をかけて、そして算出をしていったということのやり方ですが、管内的にはいろいろありまして、特に、置戸のようにドラム缶で出すという根拠、ドラム缶1本分2万円だというやり方。それから雄武のように灯油だけではなくて、防寒着も対象にする。ジャンパーとかです。そういう町もあります。それから金額的に言うと一番安いところで北見、美幌が5千円というところですから、これについてもばらつきがあります。もっと言うと小清水ですが、小清水はもう既に条例化されていて、差額分がもう出たら、出てきた段階で、その年にいくら出すかということを決めていて、金額的にはかなり少ない額ですが、それぞれがそれぞれの自治体の議員さん方と議論を検討させていただきながら、決めていくということでございますが、今回の私どもが非常に配慮といいましょうか、従来が一番最初が平成19年でしょうか、その時から議論になりましたが、本人に通知すべきか、すべきでないかというのは、これはかなり議論をしてまいりました。税法上と言うと「あなたが対象になっていますから取りに来てください」ということはできないんだと。すなわち、税の目的以外にこの税情報を福祉の担当をもってやるのが、まず難しいのだということ等を含め、それからもちろん福祉の障がい者の情報等についても非常に難しい問題がある。そうすると原則的に言うと本人に通知するという、本人だけに通知するというやり方についての限界があるということはどう度もお話をさせていただきましたが、これも管内的にも町村会でも議論をさせていただきました。私が主張していた税法上の是か非かという点では、訓子府

の考え方は正しいという一定の総合振興局も含めて、これは理解をいただいておりますが、しかし、制度上、前向きに住民の困っている方たちに福祉的な要素でやることに対するどのような可能性があるのかという点でいうと今、副町長や福祉保健課長が申し上げましたように対象者、ある意味では、全員にその通知をする。うちの場合は、今回は通知と同時に申込書も同封して、申込書を取りにこいとか、そういったことも含めてなくして、できるだけ今、安藤議員からお話がありましたように、70歳以上のひとり世帯、あるいは夫婦ふたり世帯のものをベースにしながら、全員にこういうことで、もし非課税世帯であるならば対象になります。しかし、非課税か課税かというのは、本人も分からない場合ももちろんありますから、そういう中で56名の方が残念ながら被該当世帯になりましたので、私としては、この通知の仕方、この状況がやはり現時点では最善の方法ではないのかなととらえているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 8番、西山です。参考までに教えてください。19年度と20年度の執行の人数と金額です。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） まず、19年度ですが、この時は1世帯に対して9千円という単価で助成をしておりますが、268世帯ですから241万2千円、それから20年度につきましては、この時の助成単価が5千円でございます。262世帯ですので、131万円の執行額ということになります。ちなみに、先ほど50数%という現段階の執行率を申し上げておりましたが、19年度の時も個別通知はしておりませんが、445世帯を対象と思ってはじめましたが、268世帯ということで60.2%で、20年度につきましては、406世帯を対象に実績が262世帯ですので、64.5%という執行率でございます。私ども今回の24年度に実施した部分につきましても、ほぼ大方今週いっぱいですが、ほとんどの該当する方に来ていただいたのではないかと考えております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第28号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第30号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第5、議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の

選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書 155 ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 人事案件でございますので、私から説明をさせていただきます。

今、議長が申し上げましたように、議案書の 155 ページをお開きください。

議案第 30 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

固定資産評価審査委員会委員 1 名が任期満了になりますことから、地方税法第 423 条第 3 項の規定によりまして、次の方を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

記以下について、説明をさせていただきます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法の定めによりまして、本町では、川北地区、川南地区、市街地区からそれぞれ 1 名ずつ選任しており、そのうち、福野の山崎実さんが、平成 25 年 4 月 27 日をもって任期満了となりますことから、引き続き、山崎実さんを選任すべく、今定例町議会に提案させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

山崎実さんのご経歴につきましては、議員の皆様には、十分ご承知のことと存じますが、簡単にご紹介をさせていただきます。

山崎実さんにつきましては、昭和 24 年 7 月 2 日生まれの満 63 歳で、福野で農業を営まれております。

昭和 44 年から家業の農業に従事されており、訓子府町子ども育成会連絡協議会副会長をはじめスポーツセンター運営審議会委員などを歴任され、平成 13 年から 3 年間は、民生委員として、地域福祉の増進にご尽力をされている方でございます。

また、平成 15 年 2 月からは、固定資産評価審査委員会委員として、ご活躍をいただいているところでございます。

なお、任期につきましては、平成 25 年 4 月 28 日から平成 28 年 4 月 27 日までの 3 年間でございます。

以上、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

1 人 3 回まで、質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準第 99 項の規定に基づき、討論を省略することとし、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。

これより、議案第30号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第31号

○議長（橋本憲治君） 日程第6、議案第31号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（菊池一春君） それでは、議案書の156ページをお開きください。引き続き、人事案件でございますので、私から説明をさせていただきます。

議案第31号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてでございます。

オホーツク町村公平委員会委員1名が、任期満了により退任されることに伴い、地方公務員法第9条の2第2項及びオホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定によりまして、オホーツク町村公平委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

記以下について、説明をさせていただきます。

まず、公平委員会は、オホーツク管内の町村が共同で設置しているもので、3名の委員で構成されております。この委員として、平成21年4月1日に選任され、ご活躍いただいた清里町の前助役^{やすいとしかず}安井敏和氏が、この3月31日をもって任期満了となることから、新たに置戸町の田村^{たむらまさふみ}昌文氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

ここで、田村^{たむらまさふみ}昌文氏の経歴について簡単にご紹介させていただきます。

田村氏は、昭和23年6月16日生まれで、現在満64歳、置戸町にお住まいでございます。置戸町で各課長を歴任された後に、平成12年6月に助役に就任され、3期12年間務められ、昨年6月に副町長を退任されました。このように、田村氏は、長年の公務員生活での豊富な行政の経験をお持ちの方であり、公平委員として適任者と考えますので、選任について、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成29年3月31日までの4年間でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで、質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準第99項の規定に基づき、討論を省略することとし、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。

これより、議案第31号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、午前10時35分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号
議案第6号

○議長(橋本憲治君) この際、日程第7、議案第1号、日程第8、議案第2号、日程第9、議案第3号、日程第10、議案第4号、日程第11、議案第5号、日程第12、議案第6号は、関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第1号から順次説明願います。

副町長。

○副町長(佐藤明美君) 議案書の1ページになります。

議案第1号 平成24年度訓子府町一般会計補正予算(第8号)につきまして、平成24年度訓子府町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

今回の補正予算につきましては、例年と同様整理予算によるものが多く歳入歳出の主だったものを中心に説明させていただきたいと思います。今回は、特に国の補正予算により平成25年度以降に実施する予定でした投資的経費にかかる事業の前倒し分が含まれておりますので、その分を前段に説明させていただきたいと思っております。

まず、第1条では、歳入歳出それぞれ2億7,687万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,591万5千円とするものでございます。

第2項では、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、2ページと3ページの第1表のとおりでありますので、これについてはご覧いただくことといたしまして、この後の7ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきたいと思います。

1ページに戻りまして、第2条では、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について、第3条では、債務負担行為の補正について、第4条では、地方債の補正について定めております。4ページ以降の第2表、第3表及び第4表により説明させていただきたいと思います。

まず、4ページの第2表繰越明許費の説明をさせていただきます。今回は、国の経済対策による補正予算に関連するものと通常の繰り越し分をあわせて8本の事業で、総額2億4,130万9千円となっております。この詳細は、後で説明させていただきたいと思っております。

次に、5ページの第3表債務負担行為補正については、平成24年度農業経営基盤強化利子補給で、平成24年度の貸付に対する利子補給につきましては、金利負担軽減措置として、全額国費で実施されることになりましたので、この債務負担については、廃止するというものの提案でございます。

次に、6ページの第4表地方債の補正についてですが、(変更)と表示の上段の表は、事業確定に伴う借入額の変更、(追加)と表示のある中段の表につきましては、新たに借入れを起こす事業の借入限度額を示すものでございます。下段の(廃止)は、借入れを取り止めるものでございます。

ここで、47ページをお開き願いたいのですが、地方債の年度末現在高の見込みに関する調書でございますが、一番下の右端にありますように、平成24年度末の現在高見込額は、47億8,984万円となっております。

次に、最初に繰越明許費について、説明させていただきます。

46ページを開いていただきたいと思います。

繰越明許費に関する調書ですが、ここには繰越明許費にかかる財源内訳と繰越明許の理由が記載してございます。

さらに、繰越明許費事業の詳細内容は、別に配布しております投資的経費の内訳の資料がありますので、この資料では、通常分の事業と繰り越し分が一緒になっております。また、資料の一番後ろには、この事業の実施箇所図が添付されておりますので、後でご覧いただければと思います。

今回、繰越明許を行う事業は、平成24年度事業の継続事業が主なものでございまして、平成24年度の当初もしくは中間での補正や事業費確定による、いわゆる通常分と一緒にさせていただきますので、調書の金額とこの後説明する事項別明細書の事業費とは突合しませんのでご理解をいただきたいと思います。

とりあえずは、繰越明許費分の事業についてのみ先に説明させていただきたいと思っております。

この表のまず、一番上の6款、1項、5目、農業基盤整備事業費の道営西富中地区基幹水利施設ストックマネジメント事業では、この事業につきましては、国の緊急経済対策補正予算には該当しないのですが、唯一これだけ該当しないのですが、国の予備費の繰越事業で、西富地区の山側を走るタンノメム川の改修で、西富の西さんの裏になります。あの辺になりますが、平成24年度の未実施分と予備費を活用して事業進捗を図るため、繰り越しを行うもので、事業費2,570万円の22.5%の583万5千円の負担ということになります。

以下、7本の事業につきましては、これは国の緊急経済対策の該当事業でございまして、まず、道営北見南地区畑総事業では、本町受益者のニューパワーアップ事業(面的事業)の追加分として行われるものでございまして、事業費500万円、負担率20%から農家の負担分7.5%を除く2分の1で31万3千円が繰越事業ということです。

次に、その下の道営訓子府北西地区農地整備事業では、区画整理の対象事業１千万円、負担率２０％の２００万円の負担が繰越事業となります。財源といたしましては、道の食料供給基盤強化特別対策事業補助金（パワーアップ）として事業費の６．２％の６２万円、補正予算債で事業費の６．２５％で６０万円、起債は１０万円単位ですので、１０万円以下を削りますが、６０万円、その他は受益者分担金で７５万円というような内容になってございます。

次に、道営柏丘北地区農地整備事業、これは一般農道南７線の整備でございます。この路線につきましては、７線全線の調査設計費として、事業費６千万円、負担率２２．５％で１，３５０万円が負担で、繰越事業となりますので、財源の起債については、全額補正予算債というかたちになります。

次に、管理省略化施設整備事業につきましては、本町が事業主体となるものでございまして、酒谷川樋門、原田の沢排水路分水工、豊坂川排水路沈砂池、清住川排水路沈砂池、大谷川排水路沈砂池の整備を行うものでございまして、事業費１億５千万円が繰越事業となります。財源内訳は、補助対象外１千万円を除きまして、補助率５５％が道を経由する国費で７，７００万円、地域の元気臨時交付金として、地元負担４５％の８割で５，０４０万円で、あわせて１億２，７４０万円、その残額１００％、１，２６０万円が補正予算債となるものです。

次に、７目、牧場費の道営草地整備事業では、町営牧場の草地更新８６．７ｈａ、事業費５千万円、負担率２５％で１，２５０万円と町単独分１１６万１千円で、あわせて１，３６６万１千円の負担となります。財源としまして、１，２５０万円が補正予算債ということになります。

次に、その下の８款、５項、１目、公園費の公園遊具等再整備事業では、いずみ公園、あけぼの団地公園の遊具修繕を行うもので、その事業費６５０万円を繰り越すものでございまして、財源といたしましては、事業費６５０万円から補助対象外５０万円を除く６００万円の５０％、３００万円が国の交付金、そして、国の地域の元気臨時交付金としまして、補助残の８割になります。２４０万円をあわせて５４０万円、残り６０万円は、全額補正予算債ということになります。

次に、６項、２目、住宅建設費の公営住宅建設事業では、平成２５年度当初予算で実施する予定でした末広公営住宅１棟３戸を前倒しして実施するもので、総事業費４，９５０万円となります。その財源といたしましては、補助対象経費４，３００万円に対しまして４５％の１，９３５万円が国庫補助となっています。なお、補助残につきましては、公住は家賃収入が発生するため、今回の緊急の補正予算債の対象とはなりませんので、そのかわりに地域元気臨時交付金となる予定になってございますが、この繰越予算の中で、まだ制度設計ができていないということもございまして、財源での計上はしてございません。これについては、おって詳しく決まりましたら、新年度予算の補正ということで計上するということになるかと思いますが、今の時点では、まだ決定していないということです。

以上が、繰越明許費に係る事業の内容となります。

それでは、７ページに戻っていただきまして、ここからは、補正予算の事項別明細書になりますが、繰越明許に関連する事業以外は、大部分が先ほども言いましたが、事務事業の実績や精算などによる増減で整理予算となるものでございますので、特徴的なもののみ

説明させていただきます。特に、歳入では、説明欄の記述で歳出の補正予算見合いであることが分かるもの、あるいは単なる決算見込みによるものなどについては、説明を省略させていただきますというふうに思います。

それでは、歳入の一番上の表になりますが、1款、1項、1目、個人の町民税になります。町民税につきましては、全体的に納税義務者が減ったことありますが、農業所得の増によりまして、所得割が伸びたことから2,565万3千円を追加しています。

次に、2番目の表になりますが、1款、4項、1目、町たばこ税につきましては、昨年の税率改正により、値上げとなったことから、喫煙者の減を見込んでおりましたが、本年の実績からみまして、売り上げ本数の増が見込まれることから、340万7千円の増加というふうになってございます。

次に、一番下の表になります。

8款、1項、1目、地方特例交付金では、平成24年度で、児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車取得税交付金の補てん措置が廃止されたことに伴いまして1,020万7千円が減となっております。

次に、次のページになりますが、一番上の表の9款、1項、1目、地方交付税の普通交付税では、個別算定費目で、地域経済対策費が24年度、臨時的に設けられたことなどから9,995万9千円の増加となっております。

次に、真ん中の表になりますが、11款、1項、1目、民生費負担金、1節、社会福祉費負担金の老人福祉施設負担金では、収入認定によりまして、階層区分変更の減と当初新規1名分を見込んでいましたが、現時点で新規の入所者が見込まれないことから、あわせて22万3千円を減額するものでございます。

その下の2節、児童福祉費負担金の常設保育所利用者負担金では、3歳児未満の入園児増によりまして、106万4千円の追加するものでございます。

一番下の表の分担金につきましては、繰越明許費の方で説明しましたので、省略させていただきます。

次に、9ページの上の表になりますが、12款、1項、2目、民生使用料、1節、児童福祉使用料の児童生活館保育料では、当初利用児童人数48名で見込んでいましたが、利用人数が34名だったことから、57万円を減額してございます。

その下の2節、温泉施設使用料の温泉保養センター使用料では、利用人数減によりまして、79万円を減額しているものでございます。

次に、4目、1節、農業施設使用料の牧場使用料では、特に町内の入牧頭数が当初で延べ7,800頭見込んでいましたが、実績で7,418頭と減ったことから155万円を減額するものでございます。

その下の草地使用料では、草地の貸付できる面積が当初60.16haから68.16haと増えたということがございまして、26万4千円を追加してございます。

次に、6目の1節、道路占用料では、道路敷地内の電柱、電線の増加によりまして、28万7千円を追加しているものでございます。

その下の3節、住宅使用料の町営住宅使用料現年度分では、設備の整っている住宅への入居率が高いこと及び所得上昇に伴い家賃が伸びた入居者が増えたことにより412万4千円を追加しております。

その下の町営住宅使用料過年度分では、徴収を強化したことにより滞納者の納付額が増えたこともございまして60万円の追加としてございます。

その下の特定公共賃貸住宅使用料現年度分及び定住促進住宅使用料では、年間を通じて、ここは入居者の人数が安定しているということもございまして、それぞれ追加してございます。

その下の7目、1節、幼稚園使用料では、1世帯当たりの税の増加に伴いまして、保育料単価が高くなったことにより、180万円の追加となっております。

次に、10ページ、真ん中の表になりますが、13款、1項、国庫負担金、1目、4節、児童手当負担金では、特に、農業者の所得制限を超える人が多かったこともございまして、274万9千円の減額となっております。

その下の5節、保育所運営費負担金では、広域入所、2世帯3人になりますが、広域入所にかかる国の負担分が、通常翌年度に支払われるのですが、今年については、年内で支払われることになったことから、43万2千円を追加するものでございます。

次に、一番下の表の13款、2項、1目、1節、住民活動費補助金では、TVH北海道設置局事業の補助対象経費が増えたことによりまして、36万2千円の追加ということです。

次のページ、11ページになりますが、一番上の表で、2目、1節、社会福祉費補助金の障害者福祉費補助金では、補助対象経費の減及び交付内示によりまして、117万9千円の減額ということになります。

その下の2節、児童福祉費補助金の次世代育成支援対策交付金、これにつきましては、事業費の確定によりまして、73万2千円の減額ということになってございます。

次に、4目、土木費国庫補助金の1節、住宅費補助金の公営住宅整備事業費補助金では、先ほど繰越明許費の中でも説明しましたが、平成24年度の当初分で、事業確定により59万9千円の減額。そして、繰り越し分で1,935万円の増で、あわせて1,875万1千円の追加となります。

その下の2節、道路橋梁費補助金では、小型ロータリー車購入事業の確定によりまして141万7千円が執行残で減ということです。雪寒指定路線の除雪作業にかかる補助分として、200万円の増。積雪寒冷の指定路線の除雪作業分です。橋梁点検業務確定によりまして、37万7千円増で、差し引きしますと96万円の追加ということになります。

その下の3節、公園費補助金の公園改築事業費補助金では、当初予算分のレク公園と日出公園の遊具整備事業の完了によりまして、17万6千円の減、そして、先ほど言いました繰越明許による、いずみ公園とあけぼの団地公園の社会資本整備総合交付金分で300万円、そして、地域の元気臨時交付金分で240万円、あわせて522万4千円の追加ということになります。

次に、6目、1節、農業費補助金の地域の元気臨時交付金では、これも先ほど繰越明許費で説明しております管理省略化施設整備事業にかかる分で、事業に対する地元負担の8割が交付されてきますので、先ほど財源内訳を言いましたが5,040万円を追加しているものでございます。

次に、下の表になります。

13款、3項、1目、1節、総務費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金で

は、平成24年7月9日からの新在住制度により、外国人登録事務から中長期在留者住居地届出等の事務に変更されたことに伴いまして、そのすぐ上の外国人登録事務委託委託金を5万2千円減額し、中長期在留居住地届出等事務委託金17万3千円を新たに計上してものでございます。

次に、12ページの14款、道補助金、1項、1目、民生費道負担金の5節、児童手当負担金につきましては、先に国庫負担金でも説明したとおり所得制限者が多かったこともございまして65万7千円の減となっております。

その下の保育所運営費負担金についても同様に、広域入所にかかる道負担金交付による21万6千円を追加しているものでございます。

次に、14款、2項、1目、1節、総務費補助金の森林環境保全整備事業補助金の町有林では、通常植栽が終了してから、普通は補助申請となるのですが、平成24年度については、準備地^{じごしらえ}拵の段階で補助申請が可能となったことから、7.57ha分の181万2千円を追加するというものでございます。

次に、13ページ、2目、1節、社会福祉費補助金の障害者福祉費補助金では、これも先ほど国庫補助金で説明した理由と同じですが、対象経費の減と交付内示によりまして58万円の減ということでございます。

その下の地域づくり総合交付金、福祉車両購入事業ですが、平成24年度で、訓子府福祉会が購入した通所介護送迎バス購入事業に対しまして、交付金の対象となったことから94万5千円を計上させていただいております。

その下の地域づくり総合交付金、これは福祉灯油事業のことを言っておりますが、これは、道の補助金で人口規模1万人未満の市町村は、基準額100万円の2分の1以内として、道の高齢者等の冬の生活支援事業として、急きょ採択となったことから、50万円を計上してございます。

なお、この事業につきましては、先に説明させていただきましたが、時期的なこともございまして、急ぐことから専決処分を行ったもので、収入と支出をばらばらに計上させていただいております。その時点では、まだ道の補助金の行方が決まっていないということもございました。

次に、4目の1節、環境保全型農業直接支払交付金につきましては、これは、暗渠排水面積が当初の134.6haから52.24haに事業実績が大幅に下回ったことで、211万6千円減になってございます。

その下の食糧供給基盤強化特別対策事業補助金では、道営農地整備事業にかかるパワーアップ補助金でございまして、国の平成24年度緊急経済対策の補正予算により前倒したもので、北西地区の区画整理事業費1千万円、負担率6.25%分62万円を追加しているものでございます。

その下の経営体育成支援事業補助金では、跡継ぎを希望する農家の子弟を担い手として育成するということで、それが円滑に経営継承させることを目的として、農業機械導入に対する補助となりますが、この追加要望が認められたことから、400万円を追加するものでございます。

その下の農業水利施設保全合理化事業補助金では、先ほど繰越明許費の中でも説明いたしました、酒谷川樋門、原田の沢など5つの排水路の整備を行う道補助金で7,700

万円を計上してございます。

次に、7目、2節、保健体育費補助金の2つの地域づくり総合交付金につきましては、同交付金の対象となったことから計上させていただいたことをご理解いただきたいと思います。

15ページの16款、1項、2目、1節、総務費寄付金のふるさとおもいやり寄付金では、本年度1月末現在10件、152口で75万円を追加するものでございます。

次に、3目、1節、民生費寄付金では、今回、一番最初に行政報告をさせていただきました町の福祉の振興を目的とするための寄付で100万円を追加ということでございます。

次に、下の表になりますが、17款、1項、基金繰入金の1目、財政調整基金繰入金では、財源調整によりまして、2,379万8千円の減額。

2目の社会資本整備基金繰入金では、特養の送迎バス更新事業補助金の減分と牧場の収支不足分の補填をあわせまして、335万円の減額。

その下の3目、1節、産業後継者育成基金繰入金では、海外研修、今年は1人分でしたが、未実施ということがございまして、50万円を減額してございます。

4目、1節、地域活性化基金繰入金では、特別支援学校帰省助成費実績減とまちづくりパワーアップ事業補助金の実績をあわせて26万1千円の減額ということになります。

次のページ、16ページになります。

5目、1節、鉄道跡地整備等基金繰入金では、ふるさと銀河線代替バス待合所ということで、日の出地区の予定でしたが、道道整備の遅れによりまして未実施となったということがございまして、それとバス通学定期等運賃補助金の実績による減、あわせまして351万9千円の減額ということになります。

その下の6目、ふるさとおもいやり基金繰入金では、公民館開館30周年記念事業交付金でいきいきふるさと事業費助成金の採択となったことと路線バス高齢者利用支援事業、さらには、末広の農業実習生受け入れ住宅一部改修に充当した執行残分38万円を減額しているというものでございます。

次に、下の表になりますが、17款、2項、2目、1節、介護保険特別会計繰入金では、包括的支援事業・任意事業費の減によりまして、地域包括支援センター職員人件費充当分が増えたことにより、45万円の追加となっております。

次に、17ページ、下の表になります。

19款、5項、5目、1節、雑入の2行目、経営安定対策基盤整備緊急支援事業助成金では、繰上償還等によりまして、対象事業費減になりましたので、31万円を減額しているということでございます。

その下のいきいきふるさと推進事業助成金では、公民館開館30周年記念事業に対して北海道市町村振興協会から助成を受けたということもございまして、この部分では58万円を計上してございます。

次に、18ページになります。

20款の町債につきましては、第4表のところでご説明しましたように、それぞれ起債対象事業の確定や、国の緊急経済対策による補正予算債によりまして、総額で1,510万8千円を追加するものでございます。

次に、19ページからは、歳出になります。

下の表になりますが、2款、1項、1目、総務費の一般管理費の一番右側の事業区分の職員管理研修事業につきましては、町村会主催の各種研修について近隣町での開催が多かったことに加えまして、札幌の研修につきましては、高速バスを利用しているということがございまして、9節、旅費で40万1千円の減額ということになります。

その下の事業区分、総務一般管理経費では、総務課の臨時事務員賃金が補助事務費の対象となったということがございまして、7節、賃金で28万6千円の減額をしてございます。さらに、次のページにあります26節、寄付金としまして、東日本大震災義援金としまして、100万円の計上、あわせて71万4千円の追加ということになります。

その下の各種基金積立金につきましては、歳入のところでもご説明しておりますが、その多くは、寄付金や基金利子、さらには事業に充てていた基金残や将来の大型事業、特養増床等の整備や過疎ソフト償還などに充てるため、25節の積立金としまして、1億5,197万1千円を積み立てるものでございます。

次に、20ページになりますが、3目、財産管理費の事業区分、町有施設維持管理経費では、町有住宅の退去時の修繕を行うもので、11節、需用費の修繕料で、畳の表替えやボイラー修繕等で30万円、そして、床の張替えなどの材料で16節、原材料費で30万円、それと14節の機械借上料では、工事等で砂利の利用が少なかったことにより、ふろさと銀河線路盤砂利撤去費を21万7千円減額、差し引き38万3千円の追加ということになります。

次のページになります。21ページです。8目、企画費、事業区分、地方交通対策費、これも歳入でございましたが、日の出地区を通る道道北見置戸線の工事進捗が遅かったということもございまして、日出市街地区のバス待合所の分、13節、委託料で168万円を減額。

また、北見バスの地域間幹線系統確保維持事業補助金、これは乗っている割合ですが、平均乗車密度が5人を下回ったということで、補助上の制度が変わりますので、それにより、市町村負担が増えたということもございまして、19節、負担金、補助及び交付金で92万4千円の追加。

さらに、バス通学定期等運賃補助金では、対象者の減により、173万9千円の減、あわせて249万5千円の減額ということになってございます。

20ページの事業区分の一番下のまちづくりパワーアップ特別対策事業では、これは町民税の1%活用により行われる事業でございまして、コミュニティ活動活性化事業や施設等整備事業など4つの事業の執行残でございまして、8節、報償費のアドバイザー謝礼の11万円の減、さらに、19節の一番下になりますが、まちづくりパワーアップ特別対策事業補助金で25万7千円の追加、あわせて差し引き14万7千円の追加となっております。

次に、23ページ、一番下の表になりますが、3款、民生費、1項、1目、社会福祉総務費の事業区分、国民健康保険特別会計繰出金では、医療費などの決算見込みによりまして、次のページになりますが、28節、繰出金を651万3千円減額するものでございます。

また、前のページの事業区分になりますが、2段目の社会福祉協議会活動助成事業では、寄付などの自主財源の増と人件費や事務費などに減がみられることから、次のページ

の19節、負担金、補助及び交付金の社会福祉協議会活動費補助金73万3千円を減額するものでございます。

もう一回前のページに戻っていただきまして、事業区分の3段目になりますが、障害者等福祉事業では、主に配食サービスの利用減やきらり通園の利用者が減ったことによりまして、13節の委託料の配食サービス事業で13万4千円の減、次のページにまたがりませんが、一番上の北見市子ども総合支援センターきらり通園療育指導訓練で136万円の減、さらに、20節、扶助費のきらり通園費助成で19万9千円減。あわせまして174万2千円の減額となっております。

前のページに戻りまして、事業区分の一番下になりますが、地域生活支援事業では、障がい者の能力に応じ自立した生活ができるように利用者の状況にあわせた事業を行うというものでございまして、対象者の利用回数が減ったことから、13節、委託料の移動支援事業で100万7千円減、同じくその下の日中一時支援事業で72万3千円の減、あわせて173万円の減額となっております。

次のページの下の方になりますが、2目、老人福祉費の事業区分、居宅介護支援事業では、訪問介護支援事業で、介護報酬や利用者負担などの増収によりまして、次のページになりますが、19節、負担金、補助及び交付金の訪問介護支援事業費補助金で284万円の減、そのすぐ下の居宅介護支援事業費補助金では、人件費の減や事務費手数料の減などによりまして、47万7千円の減。あわせまして、前のページに戻っていただき、事業区分の居宅介護支援事業全体で331万7千円の減額となっております。

24ページの事業区分、老人保護措置事業では、老人福祉施設入所者5名プラス新規で1名分、先ほど歳入のほうでも説明しましたが、現時点では、新規の入所が見込めないということもございまして、26ページの一番上の段になりますが、20節、扶助費の老人福祉施設措置費を191万3千円減額するものでございます。

次、25ページの事業区分の一番上になりますが、高齢者在宅サービス事業では、24ページの委託料の下から2番目にあります愛の声かけ訪問事業では、利用者の入院等で利用休止期間が長期化したことがございまして、6万1千円の減。

その下の移送サービス事業では、利用登録者の微増と町外通院の利用回数が増えたことから13万円の追加。

次のページの一番上の説明のところにございまして、災害弱者緊急通報装置端末機設置・撤去業務では、設置及び撤去の台数が増えたことがございまして、17万7千円を追加してございます。

その下の配食サービスでは、利用登録者の入院等で利用回数が減ったということで、11万7千円を減額してございます。

その下の訪問サービス事業では、利用者減によりまして、3万1千円の減額。

さらに、その下の災害弱者緊急通報装置通信相談業務では、これは装置の台数に連動しますので、減ったということもございまして、29万9千円の減額ということです。

その下の災害弱者緊急通報装置機器保守業務、これについても同じですが、台数の増減にかかわりますので、先ほど言いましたように減ったということで116万9千円減額、一番下の20節の扶助費、高齢者住宅改造費助成では、小規模な改修が多かったことから28万円の減額で、高齢者在宅サービス事業では、あわせて合計で65万円の減額と

いうことになります。

次に、25ページの2行目になりますが、事業区分の介護保険特別会計繰出金では、介護保険給付、地域支援事業及び事務費の費用減少に伴いまして、次のページの28節の繰出金で246万8千円の減額ということになってございます。

また25ページを見ていただきたいのですが、事業区分、後期高齢者医療費では、平成23年度療養給付費の確定によりまして、これは、19節、負担金、補助及び交付金の療養給付費で924万5千円の減額ということです。

次に、事業区分の後期高齢者医療特別会計繰出金では、保険基盤安定拠出金の額の確定と広域連合事務費の減ということがございまして、次のページの28節になりますが、繰出金で82万3千円の減額ということになります。

次に、26ページの下表になりますが、3款、2項、3目、児童福祉施設費の事業区分、常設保育所運営事業、これは、未満児の入園増によりまして、7節、賃金で代替保育士賃金51万円を追加しています。

27ページ、次のページになりますが、上の表、4目、児童措置費の事業区分の子ども手当及び児童手当支給事業では、全体の延べ児童数が減となったことによりまして、扶助費で418万円を減額してございます。

次に、その下の7目の児童センター建設事業費では、これは、工事費の執行残による減でございます。

次に、下の表になりますが、4款、1項、1目、保健衛生総務費の事業区分、地域医療対策事業では、去年の8月末に治恵クリニック閉院に伴いまして、8節、報償費で262万5千円の減額。

その下の事業区分の水道会計補助金につきましては、道道北見置戸線、若富工区になりますが、その水道管移設にかかる補助金で、19節、負担金、補助及び交付金で121万8千円を追加ということです。

次に、28ページになりますが、2目、予防費、事業区分の健康診査事業では、13節、委託料の後期高齢者健康診査で当初98人の見込みから、実施で50人になったということで、29万2千円の減、町民健康診査では、62人の見込みから、実施で35人になったということで、19万1千円の減額でそれぞれでの受診者が少なかったことによる減額でございます。

その下の事業区分で予防接種事業、これは、ポリオワクチンが生ワクチン接種から不活化ポリオワクチン接種に変わったことから、11節、需用費の医療材料費で7万円の減額。そして、13節の委託料、各種予防接種で当初予定の予防接種数が下回る見込みであることからそれぞれ減額となつてございます。

次に、下のほうになりますが、3目の環境衛生費の事業区分、葬斎場管理経費では、歳入のところでも説明しましたが、火葬件数が増えたことにより、11節、需用費の燃料費で単価の値上がりも含めまして、23万3千円の追加、それと13節、委託料の維持管理業務で28万5千円の追加ということになります。

11節、需用費の修繕料では、給湯器と非常用発電機のバッテリー触媒栓などの修理を行うため、19万8千円の追加ということでございます。

次のページの上表になりますが、4款、2項、1目、塵芥処理費の事業区分、塵芥処

理事業では、留辺蘂町外2町一般廃棄物広域処理場へのごみの搬入実績量が少なかったということがございまして、19節、負担金、補助及び交付金で55万円を減額しているものでございます。

次に、下の表になりますが、6款、1項、3目の農業振興費の事業区分の農業振興事業では、シストセンチュウ蔓延防止対策の工事が年度内に着工できなかったということがございまして、19節、負担金、補助及び交付金の一番上になりますが、農業振興連絡協議会負担金で15万2千円を減額してございます。

その下の事業区分の農業後継者育成事業では、歳入でもご説明しましたが、海外研修が実施されなかったということで、19節、負担金、補助及び交付金の2段目の農業後継者育成事業補助金で50万円を減額してございます。

事業区分のその下の環境保全型農業直接支払交付金事業でも、これにつきましても事業実績が大きく下回ったということがございまして、19節、負担金補助及び交付金の3段目になりますが、環境保全型農業直接支払交付金事業補助金で423万2千円を減額してございます。

29ページの事業区分の一番下になりますが、経営体育成支援事業、これも同じく歳入で説明しましたが、補助金の追加要望が認可されたことにより、19節、負担金、補助及び交付金の一番下の経営体育成支援事業補助金で400万円の追加ということでございます。

次に、30ページになりますが、一番上、4目、畜産業費の事業、区分、畜産振興事業では、家畜資質改善対策事業費補助金の和牛振興事業と肉牛振興事業それぞれの補助対象頭数、和牛で10頭から4頭になった。肉牛で280頭から219頭に減ったということで、15万6千円を減額してございます。

次に、2番目の表になりますが、事業区分の2番目のところで、農業基盤整備事業の事業区分、農業基盤整備事業では、19節、負担金、補助及び交付金の道営西富中地区基幹水利ストックマネジメント事業負担金、次のページの一番上、道営北見南地区畑総事業負担金、下から2段目の道営訓子府北西地区農地整備事業負担金、そして、一番下の道営柏丘北地区農地整備事業につきましては、先ほど、繰越明許費の中で説明したとおり、国の予備費や緊急経済対策による繰越事業となり、それぞれ追加となりますが、特に、道営訓子府北西地区農地整備事業では、当初調査費として、事業費1千万円の負担率50%分500万円でしたが、農業基盤事業の予算が戸別所得補償制度予算に回ってしまったということもございまして、事業費が77万2千円、負担率50%で38万6千円と大きく減額になったということです。その後国の緊急経済対策の繰越分として、事業費1千万円の負担率20%の200万円を追加したことにより、当初予算の比較では最終的に261万4千円の減額となったというものでございます。

このページの上から2段目にありますように、北海道土地改良事業団体連合会負担金につきましては、道営の繰越事業の増加によりまして、負担率0.2%で負担しなければならないということがございますので、5万1千円の追加ということになります。

それでは、もう1回30ページに戻っていただきまして、一番右側、事業区分の2段目になりますが、農業基盤整備一般経費では、これも繰越明許費の中で説明しておりますが、国の緊急経済対策事業で、酒谷川樋門、原田の沢排水路分水工など5本の排水対策を

管理省略化施設整備事業としまして、これらにかかる 13 節、委託料の調査設計など 3 本の委託業務 2,099 万 8 千円と 15 節、工事請負費の 1 億 2,900 万円を追加するというものでございます。

その下の事業区分の下水道事業特別会計繰出金では、個別排水処理施設整備事業の執行残によりまして、32 ページの上から 3 段目にあります 28 節、繰出金で 340 万円を減額してございます。

32 ページの 6 目になりますが、農業交流センター費の事業区分、農業交流センター等管理運営経費では、燃料の高騰によりまして、需用費の燃料費で 38 万 2 千円の追加、同じく、修繕料では、消防点検を実施した際に異常が見られたことから、それを解消するために 30 万円を追加させていただいております。

次に、その下の 7 目、牧場費、事業区分の牧場管理運営事業では、執行残による減額補正ですが、特に、11 節、需用費の消耗品費、これにつきましては、肥料購入事業の入札による執行残ということで、198 万 5 千円の減額が大きな理由となっております。

その下の牧場草地整備事業につきましては、次のページの一番上になりますが、19 節、負担金、補助及び交付金で、道営草地整備事業負担金、これも国の緊急経済対策事業で、これは繰り越すというところで説明したとおりでございます。

その下の北海道土地改良事業団体連合会負担金、これは道営事業ですので、先ほどと同じように農業基盤整備のところでも説明したのと同じように、負担率 0.2% で 1 万円の追加ということになります。

次に、34 ページ、下の表になりますが、8 款の土木費、3 項、2 目の道路維持費、事業区分の町道除排雪事業では、14 節、使用料及び賃借料の除排雪機械借上げで 435 万 3 千円の追加をしておりますが、この冬は、年前の大雪による出動回数が多かったことと年明けからは降雪は少ないものの実践会地区での吹き溜まり、または、暖気のゆるみによる排雪など出動回数が多かったことがございまして、補正予算取りまとめ以降、2 月、3 月になりますが、例年の状況を考慮して追加するというところでご理解いただきたいと思っております。

その下の事業区分の町道維持管理事業では、13 節、委託料の産業廃棄物処理委託料で、これは、平成 24 年度は、町道末広線の東側の側溝の汚泥を除去しましたが、想定量より多かったことがございまして、141 万 5 千円を追加させていただきます。その下の 14 節、使用料及び賃借料の産業廃棄物処理使用料は、これは今言った汚泥除去の分で委託料への科目の組替えすることにより減額するものでございます。

次に、35 ページの上の表になります。

8 款、4 項、1 目の河川総務費の事業区分、河川管理事業では、8 節の河川維持報償金で、穂波・日出地区の河川愛護組合が実施する草刈り等の報償金が、農地・水環境保全対策の新規受益地に含まれたことに伴いまして、そこで行う事業になりましたので、77 万 8 千円を減額するということです。

その下の 14 節、使用料及び賃借料では、融雪期における河川の氷割や雪割作業を行うために 45 万 6 千円を追加してございます。

次に、その下の表になりますが、8 款、5 項、1 目、公園費の事業区分、各公園施設等管理事業では、この事業についても繰越事業を含むものでございまして、いずみ公園及び

あけぼの団地公園の遊具整備で650万円の追加と平成24年度当初で実施した日出公園の執行残16万7千円減額と14節、使用料及び賃借料の掘削機械借上料の執行残12万4千円減額、あわせて620万9千円の追加となっております。

次に、一番下の表になりますが、8款、6項、1目、住宅管理費の事業区分、町営住宅維持管理事業では、11節、需用費の修繕料で換気扇、ストーブやボイラーの故障が最近出てきていることから、今後の退去時の修繕を見込みまして、30万円を追加させていただくものでございます。

一番下になります。事業区分耐震改修促進事業では、19節、負担金、補助及び交付金で耐震改修等補助金の利用者がいなかったことから、72万円を減額するものでございます。

次に、36ページの上の表になります。

8款、6項、2目、住宅建設費、これも繰り越しの対象事業でございまして、末広公営住宅1棟3戸を平成25年度の当初予算の事業だったのですが、これを前倒しするということ、先ほど説明したとおりでございまして、15節の工事請負費で4,950万円を追加、同じく、工事請負費で末広団地公営住宅解体工事、今年やったやつですが、その執行残で284万円減額とあわせて4,666万円の追加というふうになってございます。

次に、真ん中の表の消防費になります。

9款、1項、1目の事業区分北見地区消防組合関係経費では、これは、43ページ以降にその内訳がありますので、43ページの上の表になります。

3目の訓子府消防支署費では、事業区分の職員給与費では、主な減額のものとしては、4節、共済費で、共済組合負担金の率が変わったことがございまして、115万円の減額ということになります。

次に、下の表になります。

3目、訓子府消防団費の事業区分の消防団員活動費では、新規の団員加入がないことから、1節、報酬で58万3千円減額、9節、旅費の費用弁償で91万3千円の減額となっています。

その下の事業区分、消防団活性化推進事業では、同じく新規団員がなかったということもございまして、その被服分として、11節、需用費の消耗品費の内60万円を減額しているというものが、大きなものでございます。

また36ページに戻っていただきまして、ここからは教育費になりますが、一番下の表になります。

10款、教育費、1項、2目、事務局費の事業区分、語学指導助手配置事業では、1節の報酬で、1年目の報酬を月額2万円下げたことがございまして、20万9千円減額、さらに、8節の報償費では、前任者の帰国旅費運賃が安かったことにより、11万3千円減額、9節、旅費の費用弁償につきましては、現指導助手の出張回数の減と赴任旅費が安くなったことにより29万9千円の減額ということになってございます。

その下の事業区分、学校教育等一般経費では、次のページの一番上の表になりますが、19節、負担金、補助及び交付金の北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金で入学者の減により、主に通学生助成の分の一部が不要となったことがございまして、33万5千6百円を減額してございます。

その下の社会科副読本編集委員会交付金では、原版の一部改訂で済んだことがございまして、116万6千円の減額、一部の改訂で済んだ。全部作り直さなくて済んだということが減額ということです。

次に、下の表になりますが、10款、2項、小学校費、1目、学校管理費の事業区分、学校施設維持管理事業では、11節の需用費の光熱水費で12月、1月にかけての低気温により、電気使用量が増えたということでございまして、43万9千円の追加ということになってございます。

今度は、38ページの上の表になります。

10款、3項、中学校費、1目、学校管理費の事業区分、臨時講師配置事業ですが、これにつきましては、特別支援学級の支援員を配置しなかった。当初見込んでいたものが、配置しなくてもよくなったということもございまして、4節、共済費の37万円減額と7節、賃金で、197万7千円減額ということになってございます。

次に、真ん中の表になりますが、10款、4項、幼稚園費、1目の事業区分幼稚園運営事業では、要支援家庭の療育施設の利用を考え、預かり保育を希望しなかったことに伴い、保育補助員の勤務が減となったことにより、4節、共済費で、59万円減額、7節、賃金で143万円減額となってございます。

次に、一番下の表になります。

10款、5項、社会教育費、1目、社会教育総務費の事業区分、青少年教育推進事業では、4節、賃金の週末活動支援事業等指導者で、みつばちクラブ参加児童数が減ったということもございまして、指導員の配置についても減らしたことがありまして、45万円減額。

次のページの19節、負担金、補助及び交付金の大会派遣費ですが、これは皆さんご存じのように、訓子府小学校スクールバンドと訓子府中学校リコーダーアンサンブルの児童生徒が、東京で3月26日から行われます第34回全日本リコーダーコンテスト大会に出場する派遣費としまして、240万円を追加してございます。

その上のほうの事業区分、成人教育推進事業では、まちづくり講座が北海道市町村振興協会の補助とならなかったことから実施しませんでしたので、8節、報償費で、70万円減額の内30万円をその分で減らしているということでございます。

その下の高齢者教育推進事業では、若がえり学級のクラブ活動講師が病気等の理由で指導できなかったこともございまして、8節、報償費で70万円減額の内30万円減額してございます。

次に、2目の公民館費の事業区分、公民館管理事業では、燃料単価の値上げと12月からの低温により、使用量が増えたことから、11節の需用費の燃料費で30万円を追加したものでございます。

次に、40ページの上の表になりますが、10款、6項、保健体育費、3目、給食センター費の事業区分、給食調理関係経費では、破損した調理用器材を購入したことによりまして、11節、需用費の消耗品費16万5千円を追加したということでございます。

その下の事業区分の給食センター一般経費では、温水ボイラーの燃料単価が値上がりしたことによりまして、11節、需用費の燃料費で20万円を追加。

同じく、修繕費で、ボイラーポンプ及び加熱コイル修理と野菜切機ハブ軸修理により1

6万円の追加ということになってございます。

次に、下の表になりますが、11款、公債費、1項、1目、元金事業区分の長期債元金償還では、起債借入について、これにつきましては、起債の利率の見直しができることになってございますので、利率が変わることによりまして、元利均等の賦金率が変わることによって、それに伴いまして、償還元金が増えるということから、26万円を追加してございます。

次のページの上の表になりますが、2目の利子の事業区分、長期債利子償還では、今、説明したように逆に利子が減るということがありますので、267万円を減額する。差引きすると230万なんぼが節減になったという考え方でございます。

次に、下の表の13款、1項、1目の給与費になります。職員の退職や特別職への異動、共済組合負担金の率改正などによりまして3,799万8千円の減額。

また、次のページの上から2段目の公務災害補償基金負担金につきましては、これは、東日本大震災のための特別負担金として、今年だけの平成24年度のみの負担金として、16万8千円追加するものです。

以上が事項別明細ですが、最後に、別に配布しております。資料1というのが基金の調書があると思うのですが、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況の見込み欄をご覧いただきたいと思います。この表につきましては、今回の補正によりまして、基金の減額、基金積立の追加を行った後の一般会計の基金保有見込額になりますが、一番右側の下から5段目にあります35億1,248万円ということが、現在の基金の残高ということになります。

以上、平成24年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）の内容について、説明をさせていただきましたが、分かりにくいところもあったと思いますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） ここで、昼食のために休憩いたしたいと思います。

午後1時から行いますので、ご参集願います。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次に、議案第2号 平成24年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算についての提案理由の説明を願います。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） 議案書の48ページをお開き願います。

議案第2号 平成24年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように1,953万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,648万4千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、49ページの「第1表、歳入歳出予算補正」の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、50ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、50ページの歳入から説明させていただきます。

第1款、国民健康保険税、第1項、第1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、1月末における調定額の状況から推計し、1節の医療給付費分403万2千円、3節の後期高齢者支援金分142万9千円、5節の介護納付金分132万9千円をそれぞれ減額し、2節の医療給付費分滞納繰越分につきましては、収納実績から198万3千円を追加し、一般被保険者の保険税総額で480万7千円を減額するものであります。

次に、第2目、退職被保険者等国民健康保険税につきましても、1月末における調定額の状況から推計し、1節の医療給付費分243万9千円、3節の後期高齢者支援金分62万3千円、5節の介護納付金分61万5千円をそれぞれ減額し、退職被保険者等の保険税総額で367万7千円を減額するものであります。

次に、51ページになります。

第2款、国庫支出金、第1項、第1目、療養給付費等負担金につきましては、歳出の療養給付費の減額等に伴い、現年度分療養給付費等負担金638万8千円を減額するものであります。

第2目、高額医療費共同事業負担金につきましては、負担金額の確定に伴い、10万5千円を減額するものであります。

第3目、特定健康診査等負担金につきましては、受診者数が予定より少なかったことから、30万4千円を減額するものであります。

次に、第2項、第1目、財政調整交付金の普通調整交付金につきましては、前年度不交付となっており、本年度においても交付が見込めないことから、189万9千円を減額するものであります。

また、特別調整交付金につきましては、前年度実績額を勘案しまして、132万5千円を追加するものであります。

次に、第3款、第1項、第1目、療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者等にかかる保険税額の減額等に伴い、296万4千円を追加するものであります。

次に、52ページの第5款、道支出金、第1項、第1目、高額医療費共同事業負担金につきましては、負担金額の確定に伴い、10万5千円を減額するものであります。

第2目、特定健康診査等負担金につきましては、国庫支出金と同額の30万4千円を減額するものであります。

次に、第6款、第1項、第1目、共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金につきましては、交付金額の確定に伴い、367万5千円を減額するものであります。

第2目、保険財政共同安定化事業交付金につきましても、交付金額の確定に伴い、1,411万1千円を減額するものであります。

次に、53ページになります。

第7款、財産収入、第1項、第1目、利子及び配当金につきましては、財政調整基金の預金利子が確定しましたので、財政調整基金利子8千円を追加するものであります。

次に、第8款、繰入金、第1項、第1目、財政調整基金繰入金につきましては、現在積

立てられている財政調整基金のほぼ全額を繰り入れることとし、1,773万7千円を追加するものであります。

これによりまして、資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）の表の下から4段目の右端にありますとおり平成24年度末基金保有見込額は、1千円となる見込みであります。

次に、第2項、第1目、一般会計繰入金につきましては、それぞれ繰入金の決算見込みにより、1節の保険基盤安定繰入金につきましては、総額で10万9千円を減額、2節の出産育児一時金繰入金につきましては、実績見込みによりまして、88万7千円を減額、3節の財政安定化支援事業繰入金につきましては、4千円を追加するものであります。

また、54ページの4節、その他一般会計繰入金につきましては、まず、下段の、その他一般会計繰入金は、国保一般事務に要する経費にかかる分ですが、17万円の減額と上段では、収支不足を補うための財源補てん分繰入金53万1千円を減額し、あわせて65万1千3千円を減額するものであります。これによりまして、平成24年度の収支不足のために繰り入れする財源補てん分の予算総額は、6,559万8千円となる見込みであります。

次に、第10款、諸収入、第3項、第2目、一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故等により、一時的に国民健康保険で診療を受けた場合に、あとから保険会社等から返戻してもらうものですが、金額の確定見込みによりまして、一般被保険者第三者納付金として、51万円を追加するものであります。

次に、第6目、雑入につきましては、特定健診の受診者数が予定より少なかったこと等により、自己負担額等19万2千円を減額するものであります。

次に、55ページの歳出について、説明させていただきます。

まず、第1款、総務費、第1項、第1目、一般管理費の25節、積立金につきましては、財政調整基金積立金及び基金利子の額が確定しましたので、1万2千円を追加するものであります。

次に、第2項、第1目、賦課徴収費の11節、需用費の印刷製本費につきましては、納税通知書や国保税の口座振替分の通知書等の印刷経費ですが、決算見込みによりまして不用額25万8千円を減額するものであります。

次に、第2款、保険給付費、第1項、療養諸費、第1目、一般被保険者療養給付費につきましては、1月末時点での実績見込みによりまして2千万円を減額するものであります。

次に、第4項、出産育児諸費、1目、出産育児一時金につきましては、1月末の実績額と今後3件分を見込みまして、126万6千円を減額するものであります。

56ページの第5項、葬祭諸費、1目、葬祭費につきましては、1月末の実績額と今後4件分を見込みまして20万円を減額するものであります。

次に、第7款、共同事業拠出金、第1項、第1目、高額医療費拠出金につきましては、拠出金額等の確定により、41万9千円を減額するものであります。

また、第3目、保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、拠出金額の確定により、318万1千円を追加するものであります。

次に、第8款、保健事業費、第1項、第1目、特定健康診査等事業費につきましても、特定健診受診者数が予定より少なかったことから、12節、役務費の通信運搬費の郵

便料を5万3千円減額、また、13節、委託料の特定健康診査委託料につきましても、8万1千4百円を減額するものであります。

次に、57ページになります。

第2項、第1目、保健事業総務費の13節、委託料につきましては、受診者数が予定より少なかったことから、独自健診業務32万円を減額するものであります。

次に、第10款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第3目、償還金につきましては、平成23年度に交付を受けた特定健康診査等に係る負担金について、実績により超過交付されておりましたので、国及び道に29万7千円をそれぞれに返還するものです。

また、平成22年度分の国の特別調整交付金において、国からの通知により算定時における数値が変更され、再算定の結果、超過交付となっておりましたので、7千円を国に返還するものであります。

以上、平成24年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第3号 平成24年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算について、引き続き、お願いいたします。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） 議案書の58ページをお開き願います。

議案第3号 平成24年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように12万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,181万4千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、59ページの「第1表、歳入歳出予算補正」の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、60ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、60ページの歳入から説明させていただきます。

まず、第1款、後期高齢者医療保険料、第1項、第1目の特別徴収保険料につきましては、保険料の納付方法が、特別徴収から普通徴収に変更になった被保険者が多かったことから、95万9千円を減額するものであります。

また、第2目の普通徴収保険料の1節、普通徴収保険料現年度分につきましては、特別徴収から普通徴収に変更した方の影響などにより、188万9千円を追加するものであります。

2節の普通徴収保険料滞納繰越分につきましては、平成20年度から平成23年度分の保険料の滞納額が、見込みより多かったことから、4万9千円を追加するものであります。

次に、第2款、第1項、広域連合補助金、第1目の長寿健康増進事業交付金につきましては、脳ドックに対する交付金ですが、実績数を見込み18万4千円を減額するものであります。

次に、第3款、繰入金、第1項、第1目、保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の軽減額が当初見込みより減ったことにより、41万7千円を減額するものであります。

次の61ページの第2目、事務費繰入金につきましては、広域連合事務費納付金の平成23年度の額の確定等により、40万6千円を減額するものであります。

第5款、諸収入、第2項、償還金及び還付加算金、第1目、保険料還付金につきましては

は、前年度分の保険料の還付がなかったことにより、10万円を減額するものであります。

次に、62ページの歳出について説明させていただきます。

第2款、第1項、保健事業費、第1目、保健事業総務費の19節、負担金、補助及び交付金の健康診査助成金につきましては、脳ドックに対する助成金ですが、実績から推計して予算件数を下回る見込みとなりましたので、18万4千円を減額するものであります。

第3款、第1項、第1目、後期高齢者医療広域連合納付金の19節、負担金、補助及び交付金の事務費納付金につきましては、広域連合の事務費の清算によりまして、40万6千円を減額するものであります。

また、保険料等納付金につきましては、納付保険料の増と基盤安定繰入金の減額との差し引き額、56万2千円を追加するものであります。

第4款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、保険料還付金の23節、償還金利子及び割引料につきましては、歳入でも説明しましたが、保険料過誤納還付金10万円を減額するものであります。

以上、平成24年度後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第4号 平成24年度訓子府町介護保険特別会計補正予算について説明願います。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 議案書の63ページをお開き願います。

議案第4号 平成24年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように1,063万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,004万8千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、64ページの「第1表、歳入歳出予算補正」の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、65ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、65ページの歳入になりますが、第1款、保険料、第1項、介護保険料、第1目、第1号被保険者保険料につきましては、年度途中の資格取得及び喪失等による保険料の増減によりまして、1節の特別徴収保険料につきましては、52万円を追加、2節の普通徴収保険料につきましては、27万1千円を減額、3節の滞納繰越分につきましては、滞納繰越額の減によりまして、1万3千円を減額するものであります。

次に、第2款、分担金及び負担金、第1項、第1目、介護予防負担金につきましては、介護予防事業として実施しております「通所型介護予防事業」の利用者負担金ですが、当初の見込より利用件数が少なかったことにより、1万4千円を減額するものであります。

第3款の国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、介護給付費負担金は、施設介護サービス費などの保険給付費が減額となる見込となったことから、国の負担割合相当額の213万円を減額するものであります。

次に、66ページの第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、保険給付費見込額の減少によりまして、389万8千円を減額するものであります。

第4款、支払基金交付金、第1項、第1目、介護給付費交付金につきましては、保険給付費見込み額の減少により、270万1千円を減額するものであります。

次に、第5款、道支出金、第1項、道負担金、第1目、介護給付費負担金につきましても保険給付費が減額となる見込となったことから、89万6千円を減額するものであります。

第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、会計の収支不足額に基金の繰り入れを予定しているものですが、調整交付金見込額の減によりまして124万1千円を追加するものであります。

これによりまして、資料1になりますが、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）の表の下から3段目の右端にありますとおり平成24年度末基金保有見込額は、3,704万8千円となる見込みであります。

67ページになります。

第2項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金の1節、介護給付費繰入金につきましては、保険給付費の見込額の減少によりまして、116万5千円を減額するものです。

4節のその他一般会計繰入金の地域支援事業繰入金につきましては、事業費の減少により50万7千円を減額、事務費繰入金につきましては、事務費の減少によりまして、79万6千円を減額するものであります。

次に、68ページの歳出になります。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費の13節、委託料は、見積合せによる執行残によりまして、介護保険システム保守業務で5万9千円の減額、1つ飛ばしまして、介護保険システム更新業務で39万9千円の減額をするものであります。

また、真ん中の介護保険システム改修業務につきましては、現在、国では、平成25年4月からの運用に向けて、要介護認定情報と介護給付費請求書等の情報を総合的に管理する「介護保険総合データベース」の構築を進めておりまして、これに伴いますシステムの変更が必要となりますことから、新たに介護保険システム改修業務として、82万円を追加するものであります。

次に、第3項、介護認定審査会費、第2目、認定調査費の12節、役務費では、介護認定申請に必要となる主治医意見書の件数が見込みより少なかったことから、手数料を58万4千円減額、13節、委託料の認定調査業務につきましても57万4千円を減額するものであります。

第2款、保険給付費、第1項、介護サービス等諸費、第1目、居宅介護サービス給付費につきましては、通所介護サービス及び短期入所生活介護の利用回数の減によりまして399万9千円を減額するものです。

第5目、施設介護サービス給付費は、施設入所者の増によりまして212万5千円を追加するものであります。

第9目、居宅介護サービス計画給付費は、居宅要介護者の指定居宅介護支援のための計画作成件数の減によりまして、143万5千円を減額するものです。

次に、69ページの第2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援者に対する給付であります。第1目、介護予防サービス給付費につきましては、通所介護及び特定施設生活介護サービスの利用回数の減によりまして134万2千円を減額。

第6目、介護予防住宅改修費につきましては、見込んでいた給付件数よりも減の見込みでありますので、148万2千円を減額するものであります。

また、第7目、介護予防サービス計画給付費につきましては、居宅要支援者の指定居宅介護支援のための計画作成件数の増によりまして11万7千円を追加するものです。

第4項、高額介護サービス等費、第1目、高額介護サービス費につきましては、要介護者の介護サービス利用自己負担額が、一定額を超えた場合に給付するものですが、支給額単価の減によりまして、143万8千円を減額するものであります。

次に、70ページの第5項、第1目、高額医療合算介護サービス費につきましては、支給対象者等の減によりまして、64万円を減額するものです。

第6項、第1目、特定入所者介護サービス費につきましては、要介護者の施設等利用時の食費・居住費の低所得者への補足的給付ですが、支給額単価の減によりまして、121万9千円を減額するものであります。

次に、第3款、地域支援事業費、第1項、介護予防事業費、第1目、二次予防事業費の13節、委託料につきましては、日常生活圏域ニーズ調査業務の執行残でありまして、19万4千円を減額するものであります。

第2目、一次予防事業費、7節、賃金につきましては、通所型介護予防事業における看護師等の賃金を計上しておりましたが、保健師の採用により職員により対応したため23万4千円を減額するものであります。

また、14節の使用料及び賃借料につきましては、ハイヤー利用見込み数の減によりまして、9万3千円を減額するものであります。

次に、71ページの第2項、包括的支援事業・任意事業費、第1目、介護予防ケアマネジメント事業費の28節、繰出金では、一般会計繰出金として、地域包括支援センター人件費相当分45万円を追加するものです。

次に、第5目、任意事業費の19節、負担金補助及び交付金の成年後見人等報酬助成金につきましては、24年度は現時点におきまして後見申し立て者がいないことから16万8千円を減額するものであります。

また、20節の扶助費の家族介護用品購入費助成につきましては、対象者の減によりまして、28万2千円を減額するものです。

以上、平成24年度介護保険特別会計の補正予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第5号 平成24年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算について、説明をお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 議案書72ページをお開きください。

議案第5号 平成24年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明をさせていただきます。

第1条では、歳入歳出それぞれ1,160万円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1億7,780万円とするものであります。

第2条につきましては、「地方債の補正」でありますので、74ページの「第2表 地方債補正」で説明させていただきます。

次に、73ページは、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただくこととし、その内容につきましては、75ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

74ページ、第2表 地方債補正につきましては、個別排水処理施設整備事業での整備を当初12基見込んでいたものが10基の設置となり、起債の借入限度額2,420万円を2,040万円に変更するものであり、補正後の起債の方法は、補正前と同じ、証書借入、利率も5%以内であります。

それでは、75ページの歳入歳出予算補正の事項別明細書について、説明をさせていただきますが、主な補正の内容につきましては、事務事業の実施、あるいは精算による減額で、いわゆる整理予算であります。

はじめに、歳入から説明をさせていただきます。

1款、1項、2目、個別排水処理施設整備事業分担金であります。当初予定していた12基に対し10基の設置であったため、60万円を減額するものであります。

3款、1項、1目、国庫補助金、22万4千円の減額は、農業集落排水事業機能強化対策計画策定業務委託料の確定に伴い、地域自主戦略交付金を減額するものであります。

4款、1項、1目、一般会計繰入金であります。下水道事業の決算見込額確定に伴い、340万円を減額するものであります。

次に76ページ、6款、3項、1目、雑入につきましては、道道北見置戸線支障物件移設工事の執行額確定に伴い、移設補償費357万6千円を減額するものであります。

7款、1項、1目、個別排水処理施設整備事業債につきましては、先ほど、地方債補正で説明したとおり個別排水処理施設整備事業の整備基数が、当初見込みより減少したことから、下水道債130万円と過疎債250万円を合わせた380万円を減額するものであります。

次に、77ページの歳出について、説明させていただきます。

1款、1項、総務管理費の1目、一般管理費であります。27節、公課費の消費税納付金につきましては、本年度納付額の確定に伴い、43万6千円を追加するものであります。

2項、下水道管理費の1目、農業集落排水管理費であります。11節、需用費の修繕料につきましては、各処理施設等の修繕の執行額精算により、45万1千円を減額するものでございます。

2款、1項、1目、農業集落排水事業費597万9千円の減額につきましては、13節、委託料の農業集落排水施設計画策定業務44万8千円の減額と15節、工事請負費の道道北見置戸線交通安全工事支障物件移設工事553万1千円の減額は、いずれも事業費確定に伴う、執行残の減額であります。

2目、個別排水処理施設整備事業費524万4千円の減額につきましては、まず、13節、委託料において、個別排水の設置基数が、当初12基に対し、10基の設置となったことにより、実施測量設計業務が25万1千円減額となり、地質試験業務26万3千円の減額につきましては、浸透枿設置のための地質試験がなかったことによる減額であります。15節、工事請負費の個別排水処理浄化槽設置工事473万円の減額は、先ほども説明したように個別排水の設置基数が、当初12基に対し、10基の設置となったことに

よる減額であります。

次に、78ページ、3款、1項、2目の利子36万2千円の減額につきましては、平成23年度事業の起債額が確定したことにより、23万8千円の減額と本年度一時借入を起こさなかったことより、一時借入金利子12万4千円を減額するものであります。

以上、平成24年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算について、その提案説明をさせていただきますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第6号 平成24年度訓子府町水道事業会計補正予算について、引き続き、説明願います。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 議案書80ページをお開きください。

議案第6号 平成24年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案説明をさせていただきます。

まず、第2条で、収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、営業費用で757万4千円を減額、営業外費用でも37万円を減額し、支出の総額を1億5,797万2千円とするものであります。

次に、第3条で、予算第4条本文括弧書きの「5,966万7千円」を「3,446万5千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず、収入では、他会計補助金を121万8千円増額、負担金を1,054万5千円減額し、収入の総額を2,804万1千円とするものであります。

また、支出では、建設改良費3,452万9千円を減額し、支出の総額を6,250万6千円とするものであります。

次に、第4条で、予算第6条に定めた「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」を既決予定額3,222万8千円から32万1千円を減額し、総額3,190万7千円にするものであります。

次の81ページ、水道事業会計予算実施計画説明書であります。これは一般会計の事項別明細書にあたるものであり、説明をさせていただきますが、今回の主な補正理由につきましては、事務事業の実施、あるいは清算による減額で、いわゆる整理予算であります。

まず、収益的収入及び支出の支出であります。1款、1項、営業費用の1目、原水及び浄水費につきましては、賃金から負担金までのほとんどが、清算による執行残で486万9千円の減額でございます。

特に、減額の大きな手数料につきましては、水質検査手数料単価を値上がりを想定して、当初、予算計上しておりましたが、実際には、単価値上がりがなかったことと3社見積により契約単価が安価となったことから170万円の減額です。修繕費の施設機械等修繕につきましては、本年度、施設機械等の修繕が少なかった事により、100万円を減額するものでございます。

2目、配水及び給水費につきましては、賃金から修繕費までは、清算に伴う執行残で176万9千円の減額でございます。その中で、賃借料66万4千円の減額は、緊急的な対応として、重機借上料を当初予算で計上しておりましたが、実際に機械の使用がなかったことによる減額でございます。

また、修繕費90万円の減額は、修繕箇所が少なかったことによる減額でございます。

3目、総係費につきましては、総額で93万6千円の減額でございます。報酬の11万

2千円の減額につきましては、経営審議会及び水道ビジョン検討委員会の開催時間短縮と回数減によるものでございます。給料と期末手当、勤勉手当につきましては、職員の人事異動に伴う増額であり、時間外手当につきましては、実績に伴う増額でございます。

また、福利費につきましては、職員共済組合負担金の負担率改定による減額で、被服費と印刷製本費、食糧費につきましては、清算による執行残の減額であります。修繕費につきましては、水道車両及びその他の修繕がなかったことにより、40万円の減額でございます。

次に、2項、営業外費用の1目、支払利息であります。一時借入を起こさなかったことにより、一時借入金利息37万円を減額するものであります。

次の82ページ、資本的収入及び支出の収入であります。1款、1項、1目、他会計補助金121万8千円の追加は、道道北見置戸線配水管移設工事代金について、一般会計から全額補助を受けるものでございます。

1款、2項、2目、負担金1,054万5千円の減額につきましては、配水管移設工事補償金の執行残等によるものであり、その内容については、北海道横断自動車移設工事関係では、当初工事を予定しておりました北見白糠線区間及び開盛321区間の移設工事が、横断道工事の進捗状況の関係から施工できなくなったことにより、その補償金730万8千円の減額と移設工事を実施しました4区間に対する補償金が、合計で8万5千円増額となったものでございます。道道北見置戸線支障物件移設工事に関しましては、当初工事予定でした若富工区、日出工区配水管移設工事が道道交通安全工事の進捗状況により、施工できなくなり332万2千円を減額するものでございます。

次に、支出であります。1款、1項、1目、施設整備費200万円の減額につきましては、水道施設において、緊急を要する施設整備が発生しなかったことによる減額でございます。

1款、1項、2目、施設改良費3,252万9千円の減額につきましては、先ほど負担金の補正でも説明いたしました内容と関連し、配水管移設工事の執行残による減額でございます。

北海道横断自動車関係では、北見白糠線区間及び開盛321区間の配水管移設工事不施工に伴います工事請負費1,694万7千円の減額、施工した4区間の工事請負費執行残及び入札残合計で812万7千円の減額となります。

道道北見置戸線支障物件移設工事関係では、若富工区、日出工区の不施工により工事請負費残787万5千円の減額及び道道北見置戸線配水管移設工事代金として121万8千円を追加するものでございます。

高園老朽管更新工事では、積算による執行残及び入札による残をあわせまして79万8千円の減額となりました。

次に、83ページは、資金計画の一覧表であります。後ほどご覧いただくことといたしまして、説明を省略させていただきます。

以上、平成24年度訓子府町水道事業会計の補正予算について、その提案理由を説明させていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより、提案理由の説明の終わっております一括議題の議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第1号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

4番、河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 4番、河端です。3点お伺いします。

最初に7ページ、町民税のことですが、これは約1割近くの増収になっていますが、先ほどの説明の中で、農業所得の増によるということですが、扶養控除が廃止になったり、そういうことの増額ということもありますか。

次に、18ページ、町債の8目、教育費ですが、スポーツセンター改修事業債、当初、過疎債でしたが、今回は教育債ということですが、過疎債と教育債の違いがありましたら教えてください。

34ページ、土木費の中の道路改良費、道路維持費の原材料費、16節、原材料費、この工事用原材料、これは説明のほうで見ましたら、メロン型電灯カバーということかと思いましたが、これは何個で単価はどのぐらいなのか。それとあの電球カバーは特殊なもので、これからも補充が対応できるのか。

以上を伺います。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（佐藤純一君） まず、7ページの町民税の増の理由でございしますが、先ほどの説明の中では、農業所得の増による所得割の増ということで、ご説明させていただきましたが、細かい内容はちょっと算出しておりませんが、扶養控除の廃止に伴う影響も多少なりとも出ているのは間違いないと思います。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 2点目の18ページの町債の部分の8目の教育債の部分でございしますが、スポーツセンター改修事業債については、6月補正で教育債の中の過疎債の適用ということで予算補正させていただいております。道支出金の中にもありましたが、道の地域づくり交付金の補助金の適用となったということで、補助金の適用になると起債の充当ができないという補助金でありまして、そういう意味で今回起債の部分は廃止というか、廃止させていただいたということでございます。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案書34ページにあります道路維持費の中の16節、原材料費でお尋ねをいただきました。メロングローブですが、今回、購入しようとしているのは、全部で5個でございます。実際には、この予算不足分については、既存の予算も使つてということで、2基分の不足が見込まれるということで、ここに計上させていただいておりますが、単価につきましては、1個あたり17万8,500円というふうになってございます。ちなみに今現在ついているのがガラス製のメロングローブなのですが、これにつきましては、点検したところ、経年劣化ですとか、あるいは特に叶橋の上のほうにつきましては、振動等の影響もあるのでしょうか、5個ほどひび割れして、落下の危険性もあるということで、取り急ぎこの分について5個購入することで不足分の30万円を今回計上させていただいたというものでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3 番、工藤弘喜君。

○3 番（工藤弘喜君） 3 番、工藤です。それでは、私も 3 点ぐらいまず質問したいのですが、はじめに、9 ページの歳入にかかわることですが、使用料の中で農業使用料の牧場の使用料の関係でお聞きしたいというか、説明をお願いしたいのですが、牧場使用料が 1 5 0 万円弱減少になっているのですが、これについての説明も先ほどありましたが、もう少し、町内分の利用の減ということも含め、さらに、それだけではない数字が出ていますので、その辺も含めて、今一度説明をお願いしたいと思います。

それから次に、歳出に入りますが、2 3 ページになりますが、民生費の関係で説明をお願いしたいのですが、社会福祉総務費の中の説明の中でいえば、移動支援事業の 1 0 0 万 7 千円が減になっていますが、これは実績からもってこうなったと思うのですが、こうなった原因といいますか、要素というか、要因といいますか、これをもう少し詳しく説明をお願いしたいのと移動支援事業にかかる内容といいますか、中身、これもあわせて、どういものが事業の対象になっているのかも含めて説明をお願いいたします。

それから 2 9 ページになりますが、経営体育成支援事業、これは 4 0 0 万円追加になっていますが、説明のできる範囲での説明でよろしいのですが、この内容ともう 1 つ、補正に至るまで、これはどういうふうな経過でこの 4 0 0 万円が、後継者の方々のためのものなのですが、公募したというか、取りまとめのようなものもしながら、こういう結果として出てきているのかも含めて、経過も含めて説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 収入の 1 2 款、使用料及び手数料、第 1 項、使用料の中の 4 目、農業使用料であります。牧場使用料の 1 5 5 万円の減額の詳細ということで説明をさせていただきます。町内牛については、当初の予算から 3, 8 1 6 頭、これは延頭数であります。それで大体、減額が 1 4 0 万 1, 8 0 0 円、それと町外牛については、予算よりも増えているということで、1 千円ほど増えております。あと馬の関係で減額しておりますので、残りの約 1 0 万円ほどは、馬のほうの減額ということになっております。この減額の中身ということで、毎年、入牧頭数の数字自体が、かなり変動があります。ということで、昨年はある程度入牧された。今年については、頭数が少ないということで、収支的には、そんなには変わらないのですが、収入のほうで少なくなっているということで、状況を見ております。

2 9 ページ、経営体育成支援の関係であります。4 0 0 万円ということで、この追加の部分ということでありますが、これは弥生地区の新規就農者、新規の後継者にかかわる機械の導入ということで助成を受けております。追加で 4 0 0 万円であります。当初のほうの約 7 5 0 万円ありますが、それは 1 団体と個人が 3、合計で個人が 4 で、1 団体ということで 5 カ所の機械の導入ということであります。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 先ほど、建設課長より答弁漏れがあるということで、発言を許します。

建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 大変申し訳ありません。先ほどの河端議員に対するお答えの中で、34ページの工事原材料の関係だったのですが、メロン用グローブの今後の補充はできるのかということだったのですが、実は、これまで、先ほど言いましたように、ガラス製のものでした。それで、経年劣化でひび割れも入るということで、もう既に製造も中止されて在庫がございません。今回、購入しようとしている分からは、アクリル製のものに切り替えていくということでございます。そうしたことで、これからは計画的に交換をしていくというような考え方で、本年度については、5個分を修繕したいということであります。

よろしく願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 先ほどの29ページの経営体育成の関係で一部、説明漏れがありました。どのように該当するのかということではありますが、基本的には、特殊な部分の補助制度でありますので、該当者については、こちらのほうで、きたみらい農協と相談しながら、該当を見つけているというような状況だということであります。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 2点目にありました23ページの13節、委託料の移動支援事業についての事業費の減の要素とその事業の内容はということでもございました。今、正しく資料を持ちあわせてなかったのですが、移動支援事業につきましては、屋外での移動が困難な障がい者に対して、外出等の支援を行うということでもございまして、この当初予算の時には、420回を延回数としてみておりまして、決算見込によりまして、約230回という回数によりまして、今回の減額に数字になったということでもございます。これはちょっと施設名を忘れましたが、とむての森とか、ど忘れしてしまっして、手元に資料がなかったのですが、そういったところの日中一時支援をやっているような施設に通ったり、それから外に例えば銀行に行くですとか、利用者がです。映画だとか、買い物だとかというための支援をお手伝いする部分でもございまして、この回数の減の理由としましては、たまたま利用者数も減ったのかと思いますが、特別に外出の機会が閉ざされた訳ではないのですが、結果として、減になったということでないかと思って考えております。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

5番、余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 5番、余湖です。2、3点お願いいたします。

まず、32ページ、農業交流センター費の中の修繕料について、先ほどの説明の中で、私は分からなかったのもう一度、どのような修繕にかかっているのかをお願いいたします。

それから、38ページ、中学校費の学校管理費の中の臨時講師配置事業についての減額が多いのですが、これは支援員について、必要がなかったということでの減額なのですが、当初の支援員の配置のどこら辺がいらなくなったのかとか、その辺のところを教えてください。

それから、39ページの社会教育総務費のリコーダーの旅費のことなのですが、今

回、240万円ということで、今回は、中学校の生徒も増えますし、小学生が去年と同じくらいなのかどうか、人数、それと引率の関係の人数とか、そこら辺を学校の要望どおりいっているのか、そこら辺の去年との比較とかを分かる範囲で教えていただきたい。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 32ページ、農業費の第6目、農業交流センター費の11節の需用費の修繕費の30万円の追加であります。この内容についてであります、交流センターの火災報知器の修繕ということで、総額44万1千円ということで、その不足分ということで、今回30万円を追加させていただいております。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） 続きまして、中学校の管理費の関係だったのですが、38ページになりますが、支援員の関係です。これについては、2年前の11月の話になるのですが、予算編成の際に、たまたま中学校で平成23年度に特別支援の関係で1クラス1名だったのです。それが24年度に3クラス7名になるということが、その時点で分かっていたということがあったので、町単独の予算ということで計上させていただいて、議決もいただいたところなのですが、その後の人事の関係いろいろありまして、特別支援の専門職というかたちで配置がかなりできた。小学校から中学校へそのまま横滑りにきた先生もいますし、そんなかたちで配置教員での対応が可能であるということで、学校とも話し合った中で、町雇用はやめたということでございます。

○議長（橋本憲治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上野敏夫君） 39ページの社会教育総務費の関係で、負担金、補助及び交付金の大会派遣費の240万円の関係でございます。この内容につきましては、訓小のスクールバンドにつきましては、児童が25名で引率3人、派遣費が203万4千円となっております。この203万4千円につきましては、昨年度とほぼ同様の金額でございます。それから、訓中リコーダーの関係につきましては、生徒が4人、引率が1人でございます。それで、訓小スクールバンドの引率の関係でございますが、昨年は5名でございました。今回は引率3人ということでございます。これにつきましては、24年度の大会派遣要綱の見直しをかけまして、派遣する児童に対して10名につき1名というふうに改正をしまして、その分で引率が3名となっているところでございます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 今、返答いただいたことについて、再度お願いします。

リコーダーの問題なのですが、24年度に引率の見直しをしたということで、去年の人数よりも引率が2人減る。これは、引率の見直しということについては、小学生から、中学生だからとか、そういうものがあるのか、ましてや、25名の小学生を連れていくのに3名の人で本当に大丈夫なのか。これが高校生とかでしたら問題ない話かと思いますが、相手は3年生から6年生までの小学生を3名で引率というのが、それが決まりだとしたら、ちょっと無理があるのかなと思うのですが、そこら辺一言。

○議長（橋本憲治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上野敏夫君）　今回は、たまたま訓中のリコーダーも一緒だということで、泊まる場所も一緒に会場も一緒というふうなことで、引率の先生が1人いるということもあって、訓小は3人、中学校は1人。お互いに協力をしてということの部分での派遣でございます。

○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。

8番、西山由美子君。

○8番（西山由美子君）　8番、西山です。36ページ、第10款、教育費の中で語学指導助手の給与月額2万円を下げたということですが、これについて、詳しく教えてください。

それから、37ページの10款、教育費の第2項、教育振興費の中で、20節の扶助費、要保護、準要保護児の就学援助費がマイナス28万1千円ですし、その下の特別支援学校帰省費助成について、人数とその内容について、教えてください。

それから、41ページ、13款、給与費の中の4節、共済費、先ほど説明の中で、東日本大震災の特別負担金という説明がありましたが、詳しく内容を教えてください。

以上です。

○議長（橋本憲治君）　管理課長。

○管理課長（山内啓伸君）　36ページの一番下の表になりますが、語学指導助手の関係だったのですが、これにつきましては、この派遣の大元というか、JETという組織なのですが、そこの組織が、今年度から、去年8月から1年目について、指導助手の1年目について、今までずっと1年目からずっと月額30万円という決めだったのですが、1年目のみ28万円というかたちで決めたということで、横並びで皆そういう対応をとったということで、8月以降、今回、1年目の方のものでありますから、その分の差額で減額になったという経過でございます。

その次の37ページの一番下の表の扶助費の関係ですが、要保護、準要保護については、これについては、どうしても見込みで予算組みするということがあって、予算の段階では42名を見込んでいたのですが、実際に38名ということで、それに伴う減額というかたちになっています。

それとその下の特別支援学校の帰省費の関係につきましては、対象としているのが帯広の盲学校と旭川の聾学校の3名、3世帯の方がいるのですが、この方を対象に、12回を限度にタクシー代の助成というかたちでやっているのですが、実際には、使用されている方は今のところ1名、帯広の1名ということで、この方が今のところ8回使用されているのですが、これからあと4回使うということとあと他にも使われる方がいるかもしれないということの見込みである程度残しまして、73万1千円が32万3千円の40万8千円の減というようなかたちでございます。

○議長（橋本憲治君）　総務課長。

○総務課長（森谷清和君）　42ページの給与費の公務災害補償基金負担金の4節の共済費の公務災害補償基金負担金の関係だと思いますが、これにつきましては、東日本大震災で被災に遭われたお亡くなりになられた方等おりまして、それらにかかる公務災害補償が発生しておりますので、これらについて、全国の加入している自治体のところで負担するというところで増えている。増額となったということでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2 番、佐藤静基君。

○2 番（佐藤静基君） 2 番、佐藤です。9 ページをお願いします。4 目の農業使用料の中で、ちょっと関連してお聞きしたいのですが、牧場の関係でお聞きしたいのですが、一昨年でしたか、安愚楽牧場の関係で訓子府も確か16万円か140万円だか忘れましたが、それなりのまだ整理が終わっていないということであつたと思うのですが、それが私の記憶では24年度の5月に決定するというような情報をもっているのですが、安愚楽の関係で、その件について、どういうふうになったのか、ちょっと関連ですが、伺いたいと思います。

26 ページをお願いします。温泉保養センターの中の需用費の修繕費の件であります。22万3千円のこの修繕の内容について、少し説明をお願いしたいと思います。

28 ページをお願いします。予防費の中の高齢者のインフルエンザの件ですが、先ほどの説明で人数が減少ということなのですが、これは本来なら、高齢者が増えていく訳で、少ないという要因は、どういうふうにとらえているのか伺いたいと思います。

同じページの衛生費の中の委託料で、葬斎場の関係なのですが、これで維持管理費が、おそらくこの増えた要因というのは、葬儀の回数、亡くなった方が多いからだと思うのですが、この28万5千円というのは、どういう内容で、増えた分丸々というのか、その内容について、伺いたいと思います。

40 ページ、体育施設の施設費であります。一番上段にありますスポーツセンターの管理費なのでしょうか、受付の事務員が25万円も減額になっておりますが、この内容について、伺いたいと思います。

それから、すぐ下の委託料ですが、温水プールの管理業務の中で、管理事業の中で、15万1千円ほど減額になっておりますが、この辺の状況についても説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 9 ページの農業使用料の牧場使用料の関係で、関連ということで、安愚楽の関係のご質問をいただきました。現在の状況であります。負債の確定をするために現在、先月でなかったと思いますが、負債の請求をしております。最終的に配当がくるかどうかということは、近々分かるのではないかとということで、状況をみている段階です。最終的に負債の請求をし、その額に応じた何%かくれるか多分報告がきまずし、最終的に配当があるのであれば、お金がくるという現在段階だということで、理解をしていただきたいと思います。

次に、26 ページの温泉保養センターの修繕料の詳細についてということで説明をさせていただきます。現在、保養センターについては、かなりの量の修繕項目が年数の経過によって出てきております。それで件数的にはけっこうありますので、金額はちょっとはぶかせていただいて、項目だけ説明させていただきます。非常用照明予備バッテリー交換、温度検出器替え、配管関係、給水関係の漏水修繕、それと給湯関係の修繕、洗濯機の修繕、それと吸気換気扇等の修繕ということで、かなりの数があります。その中で最終的に現在のところ、44万3千円ほどかかるということで、当初予算の22万から引いた残

りの22万3千円を追加するものであります。この部分の追加の考え方なのですが、基本的に緊急性の高いものからやっていくということで進めておりますし、今後はかなりの修繕も現在保留しているところでもありますので、今後、維持も含めて、調査をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 3点目にお尋ねのありました28ページの13節の高齢者インフルエンザの予防接種にかかわりまして、高齢者が増えてきている中で、接種者が減っているのではないかと。その要因はということだったと思いますが、今回、平成24年度の対象者数としてみていました65歳以上の人口でいきますと1,771名というふうに見込んでおりました。予算はこれまでの金額をみていないのですが、1,771名に対して接種を行った方、合計で935人で率でいきますと52.8%ということなのですが、平成23年度につきましては、55.6%とかという、全体としては、それほど大きな減ではないのです。同じように75歳以上でみましても昨年の23年度分につきましては、65.3%の接種率で24年度は64.4%の接種率。しかし、若い層といいますか、65歳から74歳までの層では、平成23年度の時には、43.3%の数字が、今年の24年度は38.5%ということで、ここの若い方の高齢者が少し減っているのが、今回の少し減ってみえる部分なのですが、その要因は、お元気な方、体力に自信のある方とえば、一番いいのかもしれませんが、よく分かりませんが、過去に22年度には、町民税の非課税の方を無料にしていたということがあったのですが、23年度からは、生活保護世帯は当然免除としておりますが、それ以外の65歳以上の方については、一律1千円の自己負担をいただいているということがあるのです。そのことが減った要因なのか、ちょっと何とも言えませんが、実態としては、そういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（佐藤純一君） 同じく、28ページの環境衛生費、葬斎場管理経費の中の維持管理業務でございますが、ここの算定につきましては、定額部分とそれから火葬件数によって計上してございますが、定額の部分が月額17万3,250円で、火葬件数につきましては、1件当たり1万5千円ということで、当初予算の時は、年間67件ということでみていましたが、今現在の見込みでいきますと86件程度になるのではないかとということで、この差の増える見込みの19件に1万5千円を掛けた数字が28万5千円ということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 社会教育課業務監。

○社会教育課業務監（元谷隆人君） 40ページの体育施設費の関連で2点質問いただきましたので、ご回答させていただきたいと思います。

まず、1点目、賃金とそれから右の説明欄にある温水プール管理事業でマイナス15万1千円の内容についてのことだと思います。まず、2点目のほうから先に言わせていただきたいと思うのですが、温水プール管理事業、マイナス15万1千円のうち、賃金の部分が10万円になっておりまして、残りは委託料の5万1千円となっているところでございます。賃金のほうは、後で説明するということで、委託料のほうについては、温水プールの水槽が汚れた時に清掃することがありまして、24年度については、そういうことがな

かったものですから、その不用額を減額補正するものです。最初に戻りまして、7節、賃金について、25万円の減額でございますが、温水プールの受付事務員とスポーツセンターの受付事務員ということで、あわせて204万5千円ほど予算がありまして、そのうちの25万円が不用額となったので、減額補正するということでございます。内容につきましては、スポーツセンターの受付事務員ということで、72万円を予算計上しておりますが、実績が57万円でございます。スポーツセンターの行事等、繁忙期に受付事務員をやっている方を雇用するものですから、その部分の不用ということになったものでございます。それから、温水プールについては、予算132万5千円がありまして、実績が122万5千円ということで、10万円減額となっています。温水プールについては、通常の開館以外に学校授業の関係の対応とか、それから職員の有給休暇の関係で第3者の代替の受付事務員を雇う関係もありまして、それを余して今回不用額があったものから、減額補正するものでございます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。先ほどの^{あぐら}安愚楽の牧場の関係なのですが、申請額といいますか、それちょっと分かりますか。後でもいいですが、確か100なんぼだったか、10だったか。もし、後で分かれば、その金額がかわってないんでしょ。

分かりました。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 9番、山本です。総務費の関係の中から、21ページです。バスの通学定期等運賃補助金というのがありますが、これは相当減額になっているのですが、これは児童生徒の関係かと思いますが、この点について、もう少し、その要因等を伺いたいと思っています。

それから、大変、今、佐藤議員からも話ありましたが、次の28ページになりますが、インフルエンザの関係でお聞きしたい。これは自分の今年はちょっとどうも孫がいっぱい咳をしているものですから、たまたま地元に行ったのですが、これは他の町村でインフルエンザの注射を受けた人が例えばいた場合でも、それはこの中に入っているのですか。その点を非常に不勉強なのでお伺いをしたい。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、21ページの企画費の19節、負担金、補助及び交付金の中のバス通学定期等運賃補助金ということで、額的に173万9千円の減額ということで、内容といたしましては、当初予算におきましては、89名の通学生を計上しておりました。現在の実績で申し上げますと83名ということで、当初予算と人数的には変わらないのですが、どうしても夏場は、多分、自転車とか、そういった部分があるかと思って、夏場が抜ける子かなりの数を占めているということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 先ほど、佐藤議員からの^{あぐら}安愚楽の関係の滞納額というこ

とで145万6千円であります。先ほど、すみません訂正を一部させていただきたい。先ほどの債権の関係ありますが、届け出が4月1日ということで、まだ書類的に送っていないという、すみません。文章が来て、2月の日付で提出期限が4月1日までということで。管財人のほうに請求をするということで、破産管財人の弁護士のほうに4月1日までに請求をするということになりますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 高齢者インフルエンザにかかわって、他町村でも接種した場合は該当になるのかというお尋ねでよろしかったでしょうか。

北見医師会と契約を結んでおりまして、医師会管内の医療機関で北見も当然そうですが、接種したものが、うちのこの数字に入っていることになります。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 西山です。21ページの第2款、総務費の中の8区分です。まちづくり推進委員の謝礼が9万9千円減額となっておりますが、この内容と理由を教えてください。

それから、23ページの第3款、民生費の中の8節、報償費、身体障害者相談員及び知的障害者相談員の報償費ですが、これはそれぞれ相談件数は、どのくらいあったのか、総体的な内容を教えてください。

それと25ページの老人福祉費です。その中の13節の委託料なのですが、その中に災害弱者の緊急通報装置、これ撤去と設置で177とありますが、それぞれの内訳を教えてください。

それから、その3つ下に災害弱者の緊急通報で、相談業務、これがマイナスになっていますが、相談の件数など分かりましたら教えてください。

その下の台数が減ったということですか、その上の部分の質問とかかわると思うのですが、その台数を教えてください。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、21ページの一番上段になります報償費のまちづくり推進員謝礼の減額の理由ということですが、まちづくり推進委員会については、当初予算で3回の予定をしてございました。それで農閑期である6月に1回予定していたのですが、6月の部分については、日赤の医院長が講演をやるということで、そこに委員に出ていただいた中で、新たな話し合いですとか、そういった部分をしてほしいということで、その部分の回数が1回減になったということで、1回分9万9千円の減で、本年、議会後にもう一度やりますので、2回の実施ということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 23ページ、3款、1項、1目の8節、身体障害者相談員、知的障害者相談員の関係で、相談件数のご質問だったのですが、まず、今回4万9千円の減額になりましたのは、相談員の報酬、お1人ずつ2万5千円ずつの報酬でございますが、それと一緒にこの科目の中に相談員の研修費用として旅費的なものを計上してござ

いました。当初の予算では、札幌市への研修に1回1名と網走市2回2名を計上しておりましたが、札幌市の開催が見送られまして、また、網走市の開催も1回だけということになりましたことから、今回、4万9千円の減額ということの数字になってございます。

それで、相談件数のお話でしたが、平成24年度については、まだ、その報告を求める段階でなかったものですから、報告なかったのですが、ちなみに知的障害者相談員の平成23年度の件数でいきますと8件、身体障害者相談件数でいきますと23年度は0件という数字をおさえております。24年度はまだこれから報告いただくということで、ご理解をいただきたいと思います。

25ページの災害弱者緊急通報装置の端末機の設置、撤去の内訳ということでございましたが、設置につきましては10台、それから、撤去につきましては17台、設置は当然新しくという方と撤去につきましては、死亡された方とか、転出された方等がおりまして17台という数字になってございます。

相談業務もマイナスになってございますが、これも当初見込んだのは、80台ということで予算を計上しておりますが、今、1月末では、60台の数字になってございます。途中71台から進んだり、行ったり来たりというのがあるのですが、その設置台数に応じて、安全センターから利用者のところに、お変わりございませんか的な連絡が入る。これが相談業務ということになってございまして、台数が減れば金額が減るということでございます。

保守業務のことがそういったことで、今現在といいますか、1月末しか持っていないのですが、60台ということで、減額になっているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 21ページの総務費、先ほどからバス通学定期運賃補助金のことですが、先ほど説明の中で89名予定していたのを83名ということでしたが、この対象になるのは、訓子府から北見もしくは置戸方面に行く訓子府の町民ということですか。それと対象補助率、今、定期券の3分の1でしたか、その確認と37ページ、教育総務費の中の上段、訓子府高等学校教育振興会議交付金、これは入学準備金、教科書、それから、通学定期の補助ということだったと思うのですが、この人数、当初何人を予定していて、何人になったのか。それとこの中には北見から訓子府に通学される方の定期券の補助も含まれていると思うのですが、その補助率、何割補助という、そこも教えてください。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 21ページの総務費、総務管理費、企画費の中のバス通学定期運賃補助の関係でございます。バス通学運賃の補助の実人員については83名、対象になられる方については、訓子府町民で北見、置戸、それと日出から訓子府へというのもありますので、そこらの部分を対象として設置しております。補助率につきましては、議員言われるとおり3分の1の補助金で、現在運行をしております。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） 37ページの一番上になりますが、訓高の関係です。バス定

期の関係なのですが、これについては、補助率ということで行くと旧銀河線のとおりの部分なのですが、その自己負担の半額ということになります。ですから、簡単に言うと一番分かりやすいのは、北見から訓子府に通っている方でいくと1カ月、1万9,800円なのですが、それで基金のほうから3分の1、6,600円支給されますから、自己負担が1万3,200円になります。その半額ですから、6,600円をこの会計から支払うということになる。結局は3分1負担みたいなかたちになると思うのですが、一応そういった仕組みです。ですから、これについては、ほとんどの方が北見から通っている方が多いです。もちろん日出の方もいますし、置戸の方もいますが、そういったかたちで自己負担の2分の1というかたちです。それで実際に何人の方というのは、季節によっても変わってくるのですが、当初予算では、あわせて65名、そのうち1年生を30名と想定して計上していました。ただ、1年生というのは、当然分からないので、それが大きく変わりました。今回1年生で定期を1回でも使用した方というのが18名にとどまったということで、当初65名の予定が53名にとどまったというようなかたちで、今回この減額というかたちになっています。そのほかにも、もちろん入学準備金ですとか、そういったかたちで入学準備金では5万円プラス教科書代が1万4千円というかたちです。これについても40名で組んでいたのですが、実際に入学したのが22名というかたちで、それもあわせた減額というようなかたちになっています。

以上です。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 山本です。38ページの教育費の関係なのですが、2目の18節、特別教科用教材、教育振興事業ということなのですが、大変申し訳ないので勉強不足なので、はじめて聞くのですが、この内容について、お伺いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） 特別教科用教材ということで行いますと具体的に24年度にあげたものを言いますと琴2台、クラシックギターと野球のベースですとか、そういったものを計上させていただいて、入札残による減というかたちでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第1号の質疑を終了いたします。

ここで、午後2時55分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時55分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、議案第2号の質疑を許します。議案書48ページでございます。

ご質疑ございませんか。

9番、山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 53ページ、出産育児一時金繰入金の関係、多分多めにみていた

ことしかないと思いますが、実際、出産される予定というか、そういうのが下がっているということなのか、もう少し説明いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） ただいま、山本議員から出産育児一時金繰入金の関係で減額になっているが、出産の人数が減っているのかというご質問だったかと思いますが、当初予算では、25人の予定でみておりましたが、その後、人数が大体22人の見込みとなったものですから、それによりまして減額をさせていただいたということにさせていただきます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。56ページをお願いします。一番下段にあります特定健康診査の事業費のことなのですが、86万7千円ほど減額になっております。これは非常に私も気にしているところなのですが、説明では予定より少なかったというような説明なのですが、この課だと思いますが、目標65%で近年30%前後までの状況が続いている訳ですが、その受診率の内容等につきまして、もう少し86万7千円の内容を説明を加えてください。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） ただいまの特定健診の受診者数の減少による内容について、もう少し詳しくということで、説明をとということのご質問だったと思いますので、それに対してお答えさせていただきたいと思います。

当初、特定健診の受診者については800人を見込んでおりましたが、結果として、635人の見込みとなりました。その内容といたしましては、集団健診が510名、個別健診が75名、みなし健診が50名ということで、現時点で635名の見込みということで、予算を組んだことによりまして、その分減額の81万4千円減額でございます。健診の状況でございますが、平成23年度の健診率でございますが、先月、全道的に公表になりまして、訓子府町におきましては、平成23年度の受診率35.6%というふうになっております。対象者数が1,490名のうち、受診者数が530名となっております。この率は他町と比べてどうなのかということでございますが、管内的に18市町村ありますが、上から6番目の受診率でございます。また、全道的に言いますと61番目という順位でございます。その前の平成22年度の率でいいますと32.3%ということでございまして、今年度35.6%ということで上がってきております。現在、24年度、今年度はまだすべて終わっておりませんが、現時点では、受けた方が558人受けているということでございます。対象者数については、1,633人でございまして、率的には、34.17%でございますが、対象者数につきましては、1年間常に国保にいる方ということでございますので、途中で抜けたり入ってきたりする人は対象になりませんので、結果として、その分、分母が小さくなるので、率が上がってくるということでございまして、去年は530人でございますので、今年で言うと去年並みか、若干上ではないかというふうに考えております。いずれにしても最終的には、連合会で精査して数字が出てきますので、24年については、状況ということで、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3 番、工藤弘喜君。

○3 番（工藤弘喜君） 3 番、工藤です。2 つ説明をお願いしたいのですが、歳入にかかわることですが、国庫補助金の中の普通調整交付金がちょっと見込まれないというふうな説明も前段であったかと思うのですが、その理由と言いますか、なぜそうなるのかについて、説明をお願いいたします。今のは51 ページです。

それともう1 つ、歳出にかかわることなのですが、55 ページになりますが、一般の被保険者の療養給付費の関係なのですが、ここで約2 千万円ですか、減額になっていますが、これは悪いことではないと思うのですが、こうなった減額の要因としては、どういうことがあげられるのかお伺いしたいと思います。1 つに考えられるのは、積算がちょっと当初あまかったのか、あるいはそうじゃなくて、いろいろなことが功をそうして努力の結果こうなったのかということも含めて、その実態も含めて、要因について、説明をお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） 今、工藤議員から2 点ほどご質問があったかと思えます。

1 点目の普通調整交付金が見込まれない。その大きな要因は何かということのご質問であったかと思いますが、普通調整交付金につきましては、市町村間の財政力の不均衡を調整するため、画一的な算定基準によって、市町村の財政力を判断した上で、交付されるものでございまして、本町の場合は、昨年度からの不交付になっておりまして、大きな理由といたしましては、所得割が非常に訓子府町の所得が高いということが原因であろうと考えているところでございます。その関係で調整交付金にあたらない理由ではないかというふうに考えております。

2 点目の療養給付費、2 千万円が減額になった要因は何か、当初の予算があまかったのかどうかということでのご質問であったかと思いますが、これについては、昨年度の実績で今年度予算を立てておりますが、昨年度が非常に高く、昨年度の決算見込でいきますと5 億2,900 万円ということで、非常に高く、月平均で4,400 万円の予算がありました。その関係で今年も予算を組んだのですが、今年の5 月から1 月の支出済額をみますと3 億6,680 万5 千円という、月平均4,075 万6 千円ということで、少し落ちたということで、これは例年並みというか、去年、一昨年、その前の基準になったということでございますので、特に、あまかったとかではなく、去年がちょっと高かったものですから、それ見合いで予算を計上して、結果として、例年並みに戻ったのではないということで、減額させていただくようなことになろうかと思います。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第2 号の質疑を終了いたします。

次に、議案第3 号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

8 番、西山由美子君。

○8 番（西山由美子君） 8 番、西山です。60 ページの歳入のところで説明がありましたが、特別徴収の保険料と普通徴収の保険料で変更が多かったというご説明がありました。それをもっと具体的に人数など、要因なども教えていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） ただいま、西山議員から特別徴収の人数と普通徴収になる方が多かったので減ったということで、その内容について、どうなのかというご質問だったと思いますが、当初の予算では、771 人ということで予算組みをしておりました。これは昨年度の状況で771 人とみておりましたが、その後、7月の賦課時点でいいますと736 人になったところでございます。そういうことで、特別徴収の部分が人数が減っているということと徴収方法の変更を申し出ている方がございまして、今現在145 名の方が7月の賦課時に145 名の方が特別徴収から普通に、本来、特別徴収なんだけれども普通口座にしてほしいということで、145 名の方から普通口座のほうに移動しているところでございます。そういうふうなかたちで当初の予定よりも賦課時点で特別徴収の方がいなかったのとそれとあわせて申出数の人数もいたということで、特別徴収分の保険料が少なくなったという要因になっております。

以上です。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第3号の質疑を終了いたします。

次に、議案第4号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

2 番、佐藤静基君。

○2 番（佐藤静基君） 68 ページをお願いします。介護サービス等の中の5 番目、下から2 番目ですが、サービス給付費の中の施設介護サービス給付金、これの212 万5 千円という、入居者増という説明があったと思いますが、この入居者増というのは、施設の数人数が決まっている訳ですが、その辺について、どういう状況でこういう表現といえますか、入居者が増えたという意味になるのか。言っていること分かりますか。お願いします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） ただいま、68 ページの下から2 段目の関係で、入所者の増ということの内容でございしますが、誰がどこにというのはちょっと把握しておりませんが、当初予算の時に介護福祉施設というものと老人保健施設というものと療養型医療施設、これは病院がやっていたりするようなものですが、それがそれぞれ今順番で53 人と12 人と7 人というような予算を組んでおりました。この中の老人保健施設12 人という部分が13 人に1 名増となった。これは訓子府町内の施設という意味ではなくて、いろいろな北見ですとか、そういうところに入っている方のことでございしますが、その老人保健施設の方が1 名増になったことによりまして、増額をさせていただいたということでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8 番、西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 8番、西山です。68ページ、歳出の中で、第1款、総務費の第3項、介護認定審査会費で、認定調査業務がマイナスの57万4千円ですが、介護認定を受ける人が大分少なかったのでしょうか。この人数なども含めて教えてください。

それから、次のページの69ページの介護予防サービス等諸費の中で、6番の介護予防住宅改修費、これは見込みは何人ぐらいの予定だったのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） まず、68ページの真ん中の認定調査業務の関係でございしますが、これにつきましては、人数が少ないのかというのは難しい関係になりますが、在宅でいて新規だったり、在宅でいて更新だったり、それから施設に入っていて新規だったり、施設に入っていて更新だったりというので、単価がちょっと違ったりするものですから、その人数の把握にもよるのですが、今、在宅の新規で5,250円というので、227件の予算をもっておりました。これが122件になった。施設の分でいきますと49件の2,625円という単価のものが、40件になったということで、その差額で57万4千円分が減ったということになるものでございます。

それから、次の69ページの住宅改修費の関係でございましたが、当初は1件10万円の給付率0.9ということになりますから、その23件分を予算計上しておりました。決算見込では、6件の件数で終わりそうなものですから、148万2千円の減額をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 佐藤です。70ページをお願いします。1番下段の介護予防事業の中の一次予防事業費の中で、ちょっと聞き違いかもしれませんが、確認も含めて伺いするのですが、7節の賃金の関係で看護師、保健師、の中で23万4千円ほど減額になっておりますが、職員による対応というのは、どういうことなのか。この状況について、説明をお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） ただいまのご質問でございしますが、平成23年度まで、この関係の仕事を担当しております高齢者支援係、いわゆる地域包括支援センターと一緒に、その職員が主任介護支援専門員も含めまして保健師でございしますが、保健師2名の職員で業務を行っていた。臨時のケアマネージャーを雇いながら対応してきていたのですが、そういうことで人員不足といいますか、満度に臨時のケアマネさんにつきましては、保健師の資格を持っておりませんので、この24年4月に新たに1名の保健師を採用させていただいたことから、その職員をもって対応ができたということで、確保してあった予算を使わないで、ほとんど余すことができたということでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第4号の質疑を終了いたします。

次に、議案第5号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。議案書 72 ページです。

2 番、佐藤静基君。

○2 番（佐藤静基君） 2 番、佐藤です。75 ページの一番上段にあります個別排水処理施設整備事業の分担金の件であります、説明では12戸の予定が10基に減ったということでしたが、この個人受益者の個人負担分が20年からどんどん増えていきまして、24年度は、私の記憶では1つの施設に5万円から30万円に増えたというふうに記憶しておりますが、これをもちろん承知で個別の事業をやる方はやっていると思うのですが、これは順調に事業が影響なく進んでいるという解釈でいいのですか。予定どおり1つのあれに対して30万円の負担をして、5万のやつが30万円になっていると。そういう解釈でいいのですか24年度については。そういうことですね。別に問題も何もしていませんが、そのことによって、減るとか何とかという、その現場での影響は別に何もないと思うのですが、どうですか。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君）

○議長（橋本憲治君） ただいまの分担金につきましては、議員ご指摘のとおり5万円から徐々に上げてまして、24年度については、30万円ということで負担をいただいております。分担金につきましては、当然、設置する方に事前に説明をしまして、設置する場合は、24年度については、30万円必要ですよということで説明をし、それで了解を得まして設置をしているということでございますので、この分担金に関しまして、設置の件数等がそれによって減るというようなことは今のところ考えてはおりません。設置に関しましても24年度は12件当初予算をしておりましたが、申し込みが10件ということで、これはやはり設置する方の希望ということもございまして、2件減ったということでございます。よろしくお願いします。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9 番、山本朝英君。

○9 番（山本朝英君） 9 番、山本です。76 ページ、今、佐藤議員からも話がありましたが、2基予定よりも少なかったということなのですが、段々負担が大きくなったということも承知の上なのですが、この個別排水処理の関係の設置された方は、現在でどのぐらいのパーセントになってきているのか。相当進んでいると思うのですが、そのことが1つ、第1点でお聞きしたい。

それから77ページですが、同じ集落排水管理費の中ですが、修繕料とありますが、何箇所かありますから、いろいろあると思うのですが、その中身について、もし説明していただければ、いいと思っていますが。どうでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 現在、個別処理排水事業の浄化槽の設置している戸数でございまして、225戸設置をしてございます。

それから、77ページの下水道管理費の修繕料でございまして、これにつきましては、24年度につきましては、公共柵の修繕が3カ所、それから、公共柵の新たに新築住宅で公共柵を設置したところが2カ所、マンホールの天板高さ調整、これが6カ所、それとマンホールポンプ所の修繕が2カ所、管理センターの関係でございまして、電磁開閉器

修繕1カ所、返送汚泥電動弁の修繕が1カ所、荒目スクリーンの交換1カ所、脱水機のオーバーホールが1カ所ということと舗装の補修が何箇所か、マンホールの縁ですとか、下水道管の下がったところですか、その部分が何箇所かございました。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 割合、パーセントで分かりますか。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 設置率につきましては、現在のところ41%ほどになってございます。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） この事業は、今後少しずつ負担が上がっていくのか、それとも何て言いますか、今の現状でいこうとしているのか、そのことと将来どこら辺までを目標としてこの整備をしていくのかということが分かればお伺いしたい。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 分担金につきましては、平成25年度については、40万円、それから平成26年度以降については50万円まで上げまして、限度50万円ということで現在のところ考えてございます。それから、この事業につきましては、一応、平成30年までの予定で今のところ組んでございますが、平成11年からスタートした訳ですが、当初10年間の予定でスタートしまして、10年たちまして、その後もまだ希望があるということから、再度、新たに事業をスタートしまして、今後も続ける。ある程度の段階でやはり一度見直し等を考えなければいけない時期に来るのは間違いないかと思えます。実際のところ設置する戸数も年々多少ではありますが、希望者が減ってきているという現実もありますが、これにつきましては、新築住宅ですとか、農家の住宅改造等、そういう場合に希望する方がいるということですので、一概にいつで切るということは今のところ考えてはおりません。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 改めて全体のところをお話させていただいたほうがいいのではないかと思います。この計画はご存じのとおり市街地区の農業集落排水と関連して同じ予算額といいましょうか、同じ負担額で何とかやろうということで、平成10年から計画をたてまして、11年から実際にスタートする。目標は350基で10年間、平成20年度までで350基を目標にして、おおよそ大体、各年30基ずつやればいいのかということで、計画を立てたものでございます。それが実際には、平成20年度の10年たってみて、181基の実施率でございました。大体50%強の実施率でしたが、平成20年から見直しをして、今後どうするのかということで、私が町長になってからのことでございますから、10年間やろう。50基を目標にして、毎年5基平均でやっていったらどうかということの目標設定させていただきました。すなわち大体250戸、総体で当初350戸ほど農家人口の半分、農家戸数の半分ぐらいという、一番最初はそういう考えていたのですが、現実的には、農家戸数の減やあるいは後継者がいない等々含めて、この目標設定は、当初の3百数十からみるとかなりダウンはしているのですが、農村地帯の生活環境をやはりより豊かにしていくことの趣旨からいくとこれはなくすることができないのではないのか。10年間おかせていただいた。しかし、もう1つ、実はこれ1基つけると2

50万円ぐらい負担かかってしまうのです。だから、やればやるほど町の負担というのは、企業債というのは、借金がものすごく増えていくということになりますので、さりとて例えばそれぞれの責任において、250万円を負担していただいて、自分たちで管理してくださいと言いますと水の浄化の問題とか、いろいろな環境問題がありますから、一応、施設は町のもです。そして、町が設置して点検も町がやるんだと。環境全体を統一的に良くしていこうということで、今実施しているものですが、しかし、いつまでも5万円がいいかどうかということの議論の中で、年次ごとに先ほど佐藤議員や山本議員からお話がありましたように現在30万円、平成26年度から50万円だけはお負担をいただいて、何とか環境浄化や農村地区の環境醸成のために、この事業を10年間、とりあえず10年間、平成30年度まで継続していこうという考えで、順次進めておりますので、そ

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第5号の質疑を終了いたします。

次に、議案第6号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。81ページをお願いいたします。この支出の中でずっと見てみますと維持管理費だとか、修理費が非常にかかっていいない。いい傾向だと思えます。それに関連してお聞きするのですが、一時70%を切るような有収率であったと思いますが、最近、去年あたりの監査委員からの報告を見ますとかなり数字が良くなっております。そこで、現在、有収率はどのぐらいのパーセントで維持しているのか伺いたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） すみません。ちょっと今、手元に資料がございませんので、後ほど説明します。申し訳ございません。

○議長（橋本憲治君） ちょっと行って聞いてきて。

○議長（橋本憲治君） 来るまで暫時休憩したいと思います。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時33分

○議長（橋本憲治君） 休憩を解き、会議を進めたいと思えます。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 申し訳ございません。23年度決算時末での有収率が77.6%でございます。ちなみに22年度末では73.14%ということでございますので、約4%ほど上昇しているということでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第6号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号の採決をいたします。

討論のなかった案件につきましては、一括採決をいたします。

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号は、いずれも原案のとおり可決されました。

暫時、5分間休憩して、新たな気持ちで執行方針を聞きたいと思います。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時40分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎町政執行方針、教育行政執行方針、新年度予算関連議案、新年度予算議案、
各議案の提案理由の説明

○議長（橋本憲治君） 日程第13、菊池町長から町政執行方針、林教育長から教育行政執行方針がありますので、この際、発言を許します。

まずは、菊池町長からお願いいたします。

町長。

○町長（菊池一春君） 平成25年第1回定例町議会の開会にあたり、町政執行方針を申し上げ、町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

町政執行に臨む基本姿勢としまして、グローバル化の進展に伴い、国際的な金融危機の広がり、中国や韓国との領有権問題、エネルギー・食料需給・気候変動といった地球規模の様々な問題が、地方の暮らしにも直接大きな影響を及ぼしています。

また、深刻なデフレ不況や、国・地方の財政危機、社会保障制度の将来設計、TPP問題を巡る動き、構造的な過疎問題など、先行き不透明感が高まり、本町の社会経済環境も一段と厳しさを増してきています。

一昨年3月には、東日本大震災と福島第一原子力発電所の重大事故が発生し、被災地は今なお32万人に及ぶ方たちが避難生活を強いられています。この未曾有の災害は、われ

われ国民に大きな衝撃と不安を与え、モノの豊かさや経済の効率性を最優先にしてきた、これまでの我が国全体の経済社会のあり方について、反省と見直しを迫られています。

一方で、家族や家、仕事を失われた多くの方々が、復興に向けて力を合わせて立ち上がる姿勢に、私たちは、ふるさとを思う気持ちの強さと、人と人との絆の大切さを改めて実感させられました。

国政に目を向けますと、昨年12月には、衆議院議員総選挙が行われ、民主党から自由民主党へ政権が交代し、公明党との連立与党が立ち上がりました。連立与党においては、憲法改正をはじめ、道州制推進の考え方が鮮明に打ち出され、自治体再編の動きが再燃しかねない様相を呈^{てい}しており、今後、地方自治のあり方について改めて議論が深まってくることも予想されます。

また、社会保障と税の一体改革、消費税引き上げをにらんだ税制改正、地域自主戦略交付金制度の見直し、公共事業を通じた経済対策の復活など、国の地方行財政対策に対する考え方も変化の兆^{きざし}が見えてきています。

このように、時代が大きく変化し、国政も不安定な状況下にあつて、訓子府町も「混迷」「不安」の渦中に巻き込まれており、まさに試練の時を迎えていると言えますが、いかなる時であっても安定的な地方自治の確立とぶれない町政運営が求められています。

また、このような時だからこそ、ふるさと訓子府を見つめ直し、町民みんなで町の将来像を思い描き、その実現に向けて、正しい道筋を着実に歩んでいかなければならないと強く感じているところであります。

私は、平成23年5月から町長として2期目を担うこととなり、平成25年度は、私にとって、町長就任2期目の任期折り返しの年であり、「みんなで創る「訓子府の元気」、町民にやさしいまちづくり」の真価が問われている年でもあります。

これまで築いてきたまちづくりの土台をより強固なものとし、さまざまな試練を乗り越え、訓子府らしさ、暮らしやすさを追求し、町の未来づくりに向けて、大きく飛躍する一歩を踏み出してまいります。

本年度は、平成24年度の国の補正予算による投資的事業などを見込んだ中で町政を進めることになりますが、このことを含め、次の基本姿勢にたつて、平成25年度の町政執行に臨んでまいります。

1つ目は、「果敢な挑戦と町民本位の町政推進」であります。

今日、過去^{こんにち}の経験や成功事例だけで対応することは困難な時代を迎えておりますが、こうした中にあつても、果敢に挑戦する意欲を持って、何が本当に町民のためになる選択なのか、子どもたちの未来やお年寄りの安心をどう築いていくべきか、町民本位の町政推進という確固たる強い信念をもって町政執行にあたってまいります。

2つ目は、「まちづくり目標実現に向けた実行力の発揮」であります。

豊かな自然環境、良質で安全安心な農畜産物、中核都市に隣接した立地条件などに恵まれた本町は、農村ならではの魅力と都市近郊型の暮らしやすさを併せ持つ町であります。

本町の財産と言っても過言ではないこれらの特性を最大限に生かしながら、直面する多くの課題や試練を乗り越え、今期における私のまちづくり目標「町民にやさしいまちづくり」の実現に向け、これまで以上に実行力を発揮してまいります。

3つ目は、「戦略的な予算執行と財源の有効活用」であります。

ここ数年、実質公債費比率などの財政指標は改善しつつありますが、老朽化が進む公共施設の大規模改修や建て替え、社会情勢の変化に対応した新たな行政施策の推進など、今後、多額の町費負担が予想され、収入面でも町税をはじめ自主財源が限られている状況にあり、決して楽観できる状況にはありません。

このような中で、平成25年度の予算は、町民の暮らしの実態を正しく捉え、また将来にわたって持続可能な町を形成していくという視点に立ち、「まちづくりと財政健全化を両立させ、行財政の均衡を図る」ことに重点をおいて編成にあたりました。

予算執行にあたりましても、このことを念頭におき、戦略的に施策を推進するとともに、限られた財源を効率的かつ有効に活用することに留意して町政執行にあたってまいります。

なお、国では、緊急経済対策などを盛り込んだ平成24年度補正予算と平成25年度予算を合わせた15か月予算の考え方で震災復興や緊急経済対策を講じることとしております。

本町におきましても、国の補正予算を活用し、予算を繰り越して平成25年度に実施する事業と、平成25年度予算に計上する事業を合わせて、平成25年度の町政推進に反映してまいります。

以下、平成25年度において、私が取り組む政策の展開方針と主要施策などについて申しあげます。

1点目は、「町民のひとりひとりの知恵とパワーで『まちづくり』をすすめます」についてであります。

地方分権時代を迎え、本町が将来にわたり、自立した町として発展していくためには、町民と行政の信頼関係をより強固なものとし、まちづくりの主役である町民自らが主体的に考え、判断し、行動することが大切です。

このためには、行政情報を町民と共有し、町民との対話や行政ニーズを的確に把握することに努める必要があります。

これまで「ふるさと懇談会」、「まちづくり懇談会」を開催してまいりましたが、本年度は、もっと身近に、気軽に意見交換し、さらに女性やお年寄りなどの声も聴く機会を設けるため、私自身が各地域に出向く「^{くるまど}車座トーク」を開催いたします。また、町長に就任以来開催している「夜間町長室開放」、2期目になって始めた「まちづくり推進会議」や「まちづくり情報コーナー」の設置、町ホームページへの「町長室」掲載などを継続してまいります。

同時に、訓子府と関わりのある方や訓子府に関心のある町外の方たちの視点も大切にしていかなければなりません。

町外に住む訓子府出身者やふるさとおもいやり寄付制度と同時に発足した「ふるさと応援団」の方たちなどからは、これまでも貴重なご意見やご提言をいただいております。今後とも町外の方たちが、様々な形でまちづくりに参加していただく仕組みづくりや内容の充実を図ってまいります。

町民がまちづくりを実践するなど、町民活動の活性化を促すことも大切です。

平成23年度から導入の「くんねぶ型町民税1%活用制度」として実施している「まちづくりパワーアップ特別対策事業」を継続し、町民による地域興し活動^{おこ}を支援するな

ど、町民の知恵とパワーが発揮することができる環境づくりと実践に努めてまいります。

2点目は、「安心して暮らせる『福祉優先の町』をつくります」についてであります。

誰もが住み慣れた町で、安心して健康で暮らすことができる「やさしいまちづくり」と町ぐるみで町民生活の安全を守る地域を形成してまいります。

高齢者や障がい者福祉に関しては、高齢者在宅サービスや介護支援サービス、障がい者の自立支援や地域生活支援などの各種福祉サービスに取り組むほか、社会福祉法人訓子府福祉会が行うデイサービス・ケアハウス屋上防水改修事業に対する助成、社会福祉法人訓子府町社会福祉協議会をはじめとする福祉活動団体への支援など、行政だけでなく、地域ぐるみで互いに見守る支え合いの社会づくりに努めてまいります。

医療の面では、生活に困窮されている方も安心して医療が受けられるよう社会福祉協議会を通じ医療費を借入できる資金貸付制度の創設、新北見赤十字病院改築工事に対する負担、地域医療報償の見直し、国民健康保険特別会計への一般会計による財源補てんなど、医療の充実と地域医療の確保に努めてまいります。

また、各種検診・検査事業の実施などのほか、隔年制で実施している健康まつりを開催し、病気の早期発見と初期治療の促進、健康意識の高揚など、保健医療対策を総合的に推進してまいります。

次に、防災・防犯など住民安全対策についてであります。

災害対策に関しては、あの「3・11東日本大震災」や過去に発生した異常気象による災害を教訓に、予測できない危機に対し、迅速かつ的確に対応していかなければなりません。

防災・減災の基本は、自助・共助・公助であり、住民・地域・行政それぞれが役割を果たし、連携し合うことが重要であることから、本年度は専門家を招いて「防災講話」を開催し、防災・減災などに対する意識を高めてまいります。

消防団の活性化と消防力強化のため、消防団による北海道消防操法大会への出場に対し支援を行うとともに、災害に備え、備蓄品の購入整備にも取り組んでまいります。

平成26年度には、本町に消防が組織されて100周年を迎えることになり、消防団との連携をより一層深め、支援なども行ってまいります。

また本年度、創立50周年を迎える自衛隊父兄会に対しても積極的な支援を行ってまいります。

防犯・交通安全に関しては、関係組織や地域の皆さまと一層の連携を図りながら、犯罪や事故の未然防止に向けて町民総ぐるみで運動を展開するなど、平和で安全な暮らしを守る社会を築いてまいります。

3点目は、「子ども達が元気に育ち、『笑顔あふれる町』をつくります」についてであります。

子ども達は町の宝です。子どもの笑顔に励まされながら、訓子府町に住むことで、安心して子どもを産み育てられる環境を、町民みんなの力でつくっていかねばなりません。

子どもを産む前から成人までを一連の子育て期間としてとらえ、子どもを産み育てたいと思いたくなるような施策や子どもの成長に合わせた福祉・教育施策の展開、さらに家庭・地域・学校・行政などの連携のもとで地域の教育力を高め、子ども達に還元できるような社会づくりに努めてまいります。

不妊治療を望む方の経済的負担を軽減するため、北海道特定不妊治療費助成事業への上乘せ助成制度の新設をはじめ、妊婦健康診査事業の継続など周産期対策にも努めてまいります。

昨年８月から拡大した小学生までの子ども医療費負担軽減対策の継続、北海道から権限移譲を受け、未熟児養育医療費助成事業にも取り組んでまいります。

子育て支援に関しては、新規事業として子どもの誕生記念に図書館から絵本を贈る「健やか絵本贈呈事業」を実施するほか、子育て支援センターを核とした子育て支援機能の一層の充実、北見市子ども総合支援センターきらり通園療育指導訓練への支援、障がい児保育や保育園備品整備など保育体制及び保育環境の整備にも努めてまいります。

昨年度建設の児童センター「ゆめゆめ館」がいよいよ４月にオープンしますが、受入児童をこれまでの小学校３年生以下から小学校６年生まで拡大し、放課後・週末活動支援として実施してきた竹の子クラブとも一体化して運営してまいります。

また、この施設は、町有林のカラマツ材と姉妹町津野町のヒノキをふんだんに使った特色ある施設で、多くの子ども達が放課後や土曜日に安心して過ごせる遊びの拠点として利用いただけることを期待しているところです。

本年度は、旧児童生活館の取り壊し、児童センター駐車場、グラウンドなどの外構工事を実施してまいります。

女性の社会進出が進む中で、就労と子育ての両立が大きな課題であり、幼稚園と保育園の運営方法の見直し時期を迎えています。

そのようなことから、現状における問題点や課題を整理し、幼稚園建て替えと併せて訓子府らしさを兼ね備えた幼保一体化施設整備に向けて具体的に準備を進めるとともに、保育園、幼稚園、子育て支援センター、児童センターなど、総合的な子育て施策を推進する体制づくりも検討してまいります。

小中学校については、町単独の臨時講師・特別支援員の配置、就学援助費の拡充、教材教具の整備、特に小中学校の教育用コンピューター更新による情報教育の推進、校舎などの施設修繕など、学習支援体制の充実や学校環境の向上を図ってまいります。

また、子ども達の体験や交流といった様々な社会活動などを進めるため、姉妹町である津野町の小学生との交換留学制度、食育、職業教育、各種体験学習などを通じ、心の豊かさや郷土愛を育んでまいります。

自分が望む教育を受ける機会を最大限確保するため、町外の高校などに通う学生を対象とする「バス通学定期運賃補助金」を現行の３分の１から２分の１に拡充し、通学費負担の軽減を図るとともに、奨学資金貸付の原資となる基金限度額の拡大と基金への積立てを行ってまいります。

また、北海道訓子府高等学校は、教職員や生徒の努力により、毎年１００％の進路決定率を達成しており、今後とも地元高校として存続し、同校の発展と教育振興が図られるよう、継続して、通学費助成、入学準備支援、進路指導強化支援を実施してまいります。

いじめや不登校が大きな社会問題となっています。また、長引く不況の中、経済的な理由で子育てや教育が満足に受けられない子ども達がたくさんいることも現実です。

このような中、訓子府の子ども達には、心身ともに健全に育ち、どんな事情があっても望む教育が受けられ、たくましく自分の将来を切り開くことのできる社会人に育て、一人

も不幸な子どもを生まないことが私の信念であります。

今後さらに、一人ひとりに目を向けた、きめ細かな子育て行政と教育行政を教育委員会と共に進めてまいります。

4点目は、「農業や商工業を発展させ『元気な町』をつくります」についてであります。

農業は、町の基幹産業であり、力強い農業を確立するため、農業基盤整備と生産技術の普及向上などの取り組みを今後も引き続き進めてまいります。

まず、農業基盤整備のうち、土地改良事業につきましては、本年度から本格的に「道営訓子府北西地区農地整備事業」に着手し、また「道営訓子府高園地区農地整備事業」の新規採択に向けて計画樹立調査を実施してまいります。

水利施設などにつきましては、平成22年度から実施してきましたタンノメム川の補修を行う「道営西富中地区基幹水利施設ストックマネジメント事業」が本年度をもって完了となります。

また、平成24年度の国の補正予算を活用して、酒谷川樋門^{ひもん}昇降装置整備や清住などの排水路沈砂池^{ちんさち}整備などを行う「農業水利施設保全合理化事業」を実施してまいります。

道路整備につきましては、長年地域の方々から要望されてきた南7線道路を「道営柏丘北地区農地整備事業」により整備してまいります。また、新たに「道営訓子府西31号線地区農地整備事業」により西31号線の農道保全機能診断を実施してまいります。

このほか、地域で主体的に取り組む「農地・水保全事業」などにも引き続き取り組んでまいります。

訓子府農業の代名詞でもある「クリーン農業」の推進を図るため、生産者グループの育成、市場における需要調査、消費者との交流事業などの取り組みに対し支援してまいります。

また、試験ほ場を設けて作物の栽培技術向上や品種改良などの実証試験を行う「農業技術対策事業」に対し補助するとともに、食の安全・安心マイスターコースの運営や野菜倶楽部^{くらぶ}の活動などに対する支援も継続してまいります。

農業の持続的発展に欠かすことのできない後継者や担い手の育成については、農業担い手育成事業、農業後継者育成事業などの補助奨励事業に取り組んでまいります。

また、昨年度に続いて、町有住宅を改修して農業実習生受入住宅も整備してまいります。

有害鳥獣被害については、依然として全道的に大きな問題となっています。

平成24年度から新たに組織しました「鳥獣被害対策実施隊」によるエゾシカ^{えぞしか}一斉駆除は、一定の効果がありますので、本年度も継続するとともに、狩猟免許取得や農業者が行う鹿電気柵設置に対する支援、さらに、エゾシカ^{えぞしか}残滓^{ざんし}処理対策の拡充を図ってまいります。

畜産に関しては、安全安心を消費者に安定的に届けることが重要であり、家畜衛生管理や防疫体制の確立、資質改善に努めるとともに、酪農ヘルパー事業や酪農実習生の受入も推進し、ゆとりと魅力ある酪農生活の実現にも努めてまいります。

また、町営共同利用模範牧場の道営事業による草地整備、町単独での水道管敷設替えと管理用トラクター更新を行い、施設の機能向上と利用促進を図ってまいります。

訓子府農業は、「食産業」として発展する可能性など、潜在能力を秘めておりますが、まだまだそれを生かすところまで至っていないのが現状であります。近年は、生産者自らによる「ファーマーズマーケット」の開催やチーズ・シソ飲料など地元農産物を使った加工

製品開発などへの試みが行われています。

今後、農業の高付加価値化、6次産業化、農商工連携などにも発展し、地域経済の活性化に結びついていくことを期待するとともに、状況を見ながら必要な施策を実施してまいります。

一昨年から、本町を拠点に事業展開する町内の農業関連事業所との懇談会を開催していますが、今後、この懇談会における意見や提言を反映するなど、産業振興に向けた情報の交換と発展方策を摸索してまいります。

一方、農業並びに関連産業に甚大な影響を及ぼす環太平洋連携協定いわゆるTPP協定問題に対しては、管内町村会、JAきたみらいなど、関係機関・団体と連携を強め、毅然と参加阻止に対応してまいります。

林業については、民有林の健全育成を図るため新生紀森林組合への助成、町民の貴重な財産である町有林の適正な保全管理と効率的経営を実現するため、循環型森林経営の検討、新生紀森林組合の工場建設支援に併せ、森林認証の取得についても検討してまいります。

商工業の振興は、町民の日常生活や雇用の場の確保を図るうえで重要であります。国内経済の冷え込みに加え、過疎地域独特の問題も抱えていますが、商工会並びに商店街協同組合の活動支援や担い手育成などにより、商工業の振興を図ってまいります。

また、商工会が実施する「住環境リフォーム促進事業」への支援や、建設業に携わる季節労働者の雇用対策である「季節労働者等雇用対策事業」も継続し、町の経済活性化を図ってまいります。

町内に立地する企業や試験研究機関などには、地域雇用や地元消費などに大きく貢献していただいています。こうした企業や機関とは、日頃から情報交換するなど連携を深め、存置対策にも積極的に取り組んでまいります。

◎会議時間延長の議決

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長する件は可決されました。

本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

お願いします。

◎町政執行方針

○町長（菊池一春君） 5点目は、「環境にやさしい『住みよい町』をつくります」についてであります。

人と環境にやさしく、快適で安全安心な暮らしの確保に向けた生活基盤や地域の環境保全、暮らしの質の向上に向けたサービスの提供に努めてまいります。

現在、地球規模の環境汚染や原発依存からの脱却などを背景に、クリーンエネルギーや

省エネルギーの重要性が高まってきており、昨年から実施している個人住宅を対象とした「太陽光発電システム導入費補助金」の活用や本年度から新たに、町内で太陽光発電などに取り組む事業者を支援する「再生可能エネルギー施設設置補助金制度」を設けるなど、再生可能エネルギーの普及促進に取り組んでまいります。

上水道につきましては、毎日の生活や産業を支える水道水の安定供給を図るため、給水施設や配水管の適正な維持管理を図るとともに、昨年度策定の「水道ビジョン」により、老朽管更新などを計画的に進めてまいります。また、企業会計として独立採算性の原則に基づき、経営の安定化にも努めてまいります。

下水の終末処理を行う農業集落排水処理施設も経年劣化が進んでおり、本年度は施設設備修繕を進めるための実施設計を行うとともに、農家地区における個別排水処理施設整備を継続し、快適で衛生的な生活環境の整備を推進してまいります。

北海道横断自動車道や道道などの広域幹線道路の整備に関しては、引き続き関係機関への要請などを行い、整備促進に努めてまいります。

特に、北海道横断自動車道につきましては、足寄から小利別までの51kmが凍結区間となっているため、今後ともミッシングリンク解消に向け強く要請してまいります。

また、主要道道北見置戸線につきましては、日出地区並びに若富地区の道路拡幅整備やバスベイの設置、道道置戸訓子府北見線につきましても、北海道横断自動車道インター線との交差点改良や末広地区の歩道拡幅整備など、早期完成に向けて要請してまいります。

安全で快適な町道の整備や道路環境の改善などにも努めてまいります。

本年度は、くる・ネップ周辺の環境整備に着手するとともに、幸町線道路の整備着工、児童センター周辺整備に併せて栄町南5線道路の整備、路面状況が悪化している南12線と相内線の舗装修繕などを実施してまいります。

また、橋梁につきましても、長寿命化に向け、平成23年度、平成24年度に実施の点検結果に基づき、修繕計画を策定し、施設の補修整備など適正に維持管理してまいります。

河川環境整備につきましては、ケトナイ川・ポンケトナイ川及びオロムシ川の改修事業の促進とシルコマベツ川改修事業の早期着工について引き続き要請活動を行っていくほか、各実践会や河川愛護組合と連携して維持管理を行うなど排水能力の維持向上と災害の未然防止に努めてまいります。

住宅関係では、末広団地1棟3戸を建設し、これに伴い同団地1棟4戸の解体を行うほか、町営・町有住宅の維持補修を実施し、住環境の整備を進めてまいります。

また、町営住宅家賃減免制度の見直し改善を行い、低所得者対策の充実も図ってまいります。

日ノ出地区ふれあいセンター暖房機器更新、いずみ公園とあけぼの団地内公園の遊具等整備などを実施し、コミュニティ活動や余暇活動の場の整備を進めるとともに、町民税1%を活用したコミュニティ活動活性化事業及び施設等整備事業を実施し、地域の主体的なコミュニティ活動を促進するなど、うるおいと活気あるまちづくりを進めていきます。

6点目は、「学習・文化・スポーツ活動を発展させ『豊かな町』をつくります」についてであります。

地域における学びの活動は、地域の活力向上につながります。

子どもからお年寄りまで、いつでも、どこでも、誰もが自由に学ぶことができる環境を

形成し、学びの成果が人生を豊かにし、時には地域づくりにも生かされるなど、心豊かで元気なまちづくりをめざしてまいります。

まず、施設整備に関しては、公民館の採光窓改修、愛好者から要望の多いカラオケ機器の購入、温水プールのボイラー熱交換器更新、屋外体育施設管理用芝刈り機購入など、文化・スポーツ施設の整備に取り組み、学習や余暇活動の場の環境整備に努めてまいります。

「まちづくりはひとづくり」という基本理念のもと、産業後継者教育推進協議会交付金事業や、青少年団体、成人団体、文化・スポーツ団体などへの活動支援を行うとともに、全道・全国大会への派遣助成も継続し、町の未来を担う人材を育ててまいります。

各種講座・講演会、スポーツ教室や大会の開催、芸術・文化鑑賞機会の提供や展示発表会の開催、指導者の養成や団体サークルへの支援、また、町民の主体的な活動を促すため、町民税1%を活用した「わくわく地域づくり活動支援事業」を実施してまいります。

昨年5月、町民の代表の方たちで図書館振興計画を策定し、7つの目標と4つの柱を掲げ、具体的な施策がまとめられたところですが、図書館の役割と機能を改めて認識し、みんなに愛される町民の本棚として、運営内容の充実を図ってまいります。

また、図書館の狭隘化^{きょうあい}への対応、図書館活動のさらなる充実をめざし、町民や専門家の意見も参考にしながら建設計画を策定し、図書館増改築に向けての準備を進めてまいります。

学習・文化・スポーツ活動の発展には、活動拠点の整備も必要となります。スポーツセンターの暖房機能低下など、今後、施設の大規模改修が発生することも予想されますが、施設の長寿命化を図るため、日常における施設管理や維持補修などに一層努めてまいります。

7点目は、「町民生活と向き合った『行政改革』をすすめます」についてであります。

まちづくりの主役は町民の皆さまであります。町民の皆さまと同じ目線に立ち、広く意見を聴き、町政に反映させることが重要であり、町民に信頼され、町民の期待に^{こた}える役場づくりをめざしてまいります。

町民の皆さまに信頼されるまちづくりを進めるため、図書館に設けている「まちづくり情報コーナー」や町のホームページに掲載の「町長室」、本年度から始める「^{くるまど}車座トーク」など、さまざまな機会を通じて情報公開に努めてまいります。

また、町民と行政が連携したまちづくりを進めるため、町内会、実践会などの意見も参考に、より一層町民に期待され、頼りにされる「地域担当職員」制度を継続してまいります。

高度情報化社会の進展に伴い、国や地方においても行政の電子化が進んできています。情報処理の迅速かつ適正化、事務の効率化などを図るため、本年度は、医療・介護・福祉、住民関係の電算システムの改造及び機器更新、日常業務で使用する情報系システム機器更新を進めてまいります。なお、昨年度から着手している戸籍事務処理システム導入事業については、本年度完了し、稼働開始することになっており、戸籍事務の効率化や個人情報保護の強化、さらに住民の利便性向上を図ってまいります。

また、これまで北海道が行っていた旅券発給申請交付事務を、本年度から権限移譲を受け、その事務を北見市に委託し、パスポート発給手続きの利便性を高め、住民サービスの向上を図ってまいります。

平成20年6月に役場庁舎の冷暖房のメイン装置である冷温水発生装置が故障し、長年にわたって町民の皆さまにご迷惑をおかけしてまいりました。この間、冷房を停止し、暖房も補助ボイラーを代用してきましたが、容量不足により運転に支障が生じている状況にあります。庁舎は、町民や町民以外の多くの方たちが利用し、災害発生時には防災拠点や避難場所になるなど、多くの機能を有する施設であるため、本年度、冷暖房機器更新を行い、役場庁舎設備本来の機能回復を図ってまいります。

3年3カ月続いた民主党政権の下、地方交付税は一定の増額がなされ、町の財政健全化への取り組みもあり、この間、町の基金保有額も増加しましたが、今回の政権交代で一時的な財源確保がなされているものの、地方交付税の削減など、今後の国における地方財政対策は混んとしています。

このような中、懸案となっております、幼保一体化施設の建設、特別養護老人ホーム増床に対する財政支援、図書館増改築、スポーツセンターの暖房設備及び耐震化改修など、公共施設の建設や既存施設の大規模改修、さらに少子高齢社会に対応した福祉・教育施策の充実など、今後とも多額の町費負担が見込まれます。

このため、行政改革大綱や財政健全化戦略プラン、職員定員管理計画などの着実な推進、さらに将来負担に備えて社会資本整備基金を造成するなど、今後より一層、効率的な行政執行と財政の健全化に努めてまいります。

町政運営を支える行政の要は職員であり、町民生活の向上は職員の頑張りに期待するところが大きく、時代の要請に応える職員の育成は重要であり、今後とも職員の資質や能力の向上を高め、行政のパワーアップを図っていくことが求められています。

このため、今後とも実効性の高い職員研修に努めてまいります。本年度は特に、長期研修となる自治大学校への派遣を12年ぶりに復活するほか、平成23年度から実施している「小さくても輝く自治体フォーラム」への参加、さらに議員の皆さまが自主研修として計画している東北被災地訪問に職員を参加させたいと考えております。

また、昨年度から姉妹町の津野町と2年の期限付きで職員相互人事交流を実施し今年で2年目を迎えますが、来年度以降も継続する方向で、津野町との協議を進めてまいります。さらに、津野町の「産業まつり」へ町民代表と職員を派遣、今後必要によっては本町と津野町の防災協定なども検討してまいります。

以上、平成25年度の町政執行に向けて、所信の一端と新規の取り組みなどを中心とした主な施策について述べさせていただきました。

国では政権が交代し、国内経済もデフレから脱却できず、政治・経済の先行きが不透明で、私たちの暮らしや将来に大きな不安をもたらし、地方自治体においても、福祉、教育、産業経済など各分野で安定した施策が打ち出しにくく、苦難の時を迎えています。

明治30年、本町に開拓の鉞がおろされましたが、過酷な気象条件の中、将来が見えない時代にあっても、幾多の困難を乗り越え、未開の大地を切り開いた先人たちの開拓魂と決してあきらめない強い精神力、そして実行力は、まさに現在の難局を乗り越えることと相通ずるものがあります。

今こそ、町民ひとりひとりが先人に学び、さまざまな困難に立ち向かい、共に手をつなぎ、未来を切り開く時を迎えています。

私は、憲法が求める「国民主権」、地方自治法の目的である「民主的かつ能率的な行政の

確保と地方公共団体の健全な発達」を基本に、福祉・教育の充実、産業経済の発展に向けて、常に町民の皆さまとともに訓子府の未来に思いを馳せ、あくまでも自立する訓子府、町民ひとりひとりが幸福を実感できる「町民にやさしいまちづくり」をめざし、町民の皆さまの先頭に立って、全力で取り組んでまいる決意であります。

改めまして、町民の皆さまと町議会の皆さまの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。平成25年度の町政執行方針とさせていただきます。

◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をしたいと思います。

よって、本日はこれにて散会いたします。

明日は午前9時30分から開会いたします。ご参集願います。

ご苦労様でございました。

散会 午後 4時15分